

令和6年度

全国知的障害児・者施設・事業 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
調査・研究委員会

目 次（令和6年度）

I 調査経過	5
II 調査結果A	6
1. 定員	6
2. 現員	6
3. 事業所設置年	7
4. 利用率	8
5. 年間総開所日数と1日あたりの開所時間	9
6. 職員の数と構成	10
7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数	14
8. 入職者と離職者の状況	15
9. 夜間職員の勤務状況	16
10. 外国人労働者の採用状況	16
11. 施設・事業所の建物の状況	17
12. 主な加算・減算の状況	20
13. 自法人での法人後見の実施状況	22
14. 短期入所の状況	22
15. 職員の資格取得・処遇の状況	25
III 調査結果B	29
1. 定員と現在員	29
2. 年齢別施設利用者数	30
3. 施設・事業在籍年数	33
4. 障害支援区分等の状況	35
5. 療育手帳程度別在所者数	35
6. 身体障害の状況	36
7. 精神障害の状況	38
8. 「てんかん」の状況	39
9. 認知症の状況	39
10. 触法障害者の状況	40
11. 支援度	41
12. 医療的ケアの実施状況	44
13. 複数事業利用者の状況	46
14. 日中活動利用者の生活の場の状況	46
15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	47
16. 地域移行の意向確認のための見学等の実施状況	47
17. 成年後見制度の利用状況	48
18. 入退所の状況	48
19. 就職の状況	54
20. 介護保険サービスへの移行状況	58
21. 死亡の状況	64
調査票A	67
調査票B	71

I 調査経過

令和6年度も日本知的障害者福祉協会会員事業所の悉皆調査として本調査を実施した。児から者までの事業所4,523か所に調査票を送付し、事業所単位の【調査票A】は3,282か所（回収率72.6%）、事業利用単位の【調査票B】は3,294か所（回収率72.8%）から回答をいただくことができた。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、事業所における対応も新たな段階へと進んだ時期の調査実施であった。顕著な変化が見られた項目としては、児童福祉法におけるいわゆるみなし規定終了（令和6年3月末）により、障害児入所施設が長らく抱えてきた「過齢児」の問題が大きく改善されたと思われる結果が見られた。

また今年度の調査では、令和6年度障害福祉サービス報酬改定や近年の社会情勢等をふまえ、新設加算の取得状況や地域移行の意向確認のための見学等の実施状況、入職者と離職者の状況を把握するための設問を設けた。数値を経年で比較していくために、今後さらなる追跡が必要と考えている。

本調査は、知的障害福祉における動向・傾向を把握する上で有用なデータを経年で積み重ねている調査であり、ご協力いただいている会員・関係者の皆様には深く感謝をしている。本調査から得たデータは、今後の制度改正や施策のあり方に対する要望等を行うにあたり重要なエビデンスとなりうるため、引き続き会員の皆様にはご理解とご協力をお願いしたい。

調査・研究委員会 委員長 相浦卓也

調査票提出状況

【事業所単位A】

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率(%)
障害児入所施設	219	161	73.5
児童発達支援センター	198	145	73.2
日中活動事業所	2,488	1,752	70.4
障害者支援施設	1,618	1,224	75.6
計	4,523	3,282	72.6

*日中活動事業所とは、療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・自立訓練（宿泊型）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を日中に実施する事業所。（多機能型も含む）

*障害者支援施設は上記事業に併せて施設入所支援を実施する事業所。ただし自立訓練（宿泊型）を除く。

【事業単位B】

施設・事業種別		施設数	提出数	回収率(%)
児童福祉法及び障害者総合支援法	児童	障害児入所施設	219	160
		児童発達支援センター	198	145
		計	417	305
	単独型	療養介護	0	0
		生活介護	2,303	1,743
		自立訓練	17	12
		就労移行支援	5	2
		就労継続支援A型	29	18
	多機能型事業所	就労継続支援B型	493	355
		計	1,259	859
		(うち施設入所支援)	4,106	2,989
		事業数	1,885	1,229
			4,523	3,294
				72.8

左記事業に付帯して行っている事業

自立生活援助	就労定着支援	居宅訪問型児童発達支援
-	-	
-	-	4
-	-	4
-	-	
-	4	
3	4	
1	32	
1	2	
1	29	
-	-	-
6	71	4
1	3	
6	71	4

多機能型事業所の内訳	生活介護	1,026	685	66.8
	自立訓練	129	91	70.5
	就労移行支援	316	201	63.6
	就労継続支援A型	70	44	62.9
	就労継続支援B型	1,155	773	66.9

*障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。

*自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。

*財団法人運営施設を含む。

II 調査結果A（令和6年度）

[1] 定員

表1は、定員規模別事業所数を示したものである。

定員規模別事業所数を見ると、全体では定員30人以下の事業所の占める割合は32.1%（1,054か所）、31～50人の事業所は38.9%（1,278か所）、51～100人の事業所は26.5%（871か所）、101人以上の事業所は2.4%（79か所）であった。

また、障害児入所施設では、21～30人の事業所の占める割合が29.2%（47か所）と最も高く、児童発達支援センターでも21～30人の事業所の割合が46.9%（68か所）と最も高かった。日中活動事業所では、31～40人の事業所の割合が34.7%（608か所）と最も高く、次いで11～20人の事業所が30.7%（538か所）であった。障害者支援施設（日中）では、51～60人の事業所の割合が26.5%（324か所）と最も高く、次いで31～40人の事業所が22.4%（274か所）であった。障害者支援施設（夜間）では、31～40人の事業所の割合が29.2%（357か所）と最も高く、次いで41～50人の事業所が24.1%（295か所）であった。

定員規模別事業所数に関して、今年度から定員区分を変更して集計したが、数値自体には大きな変動はなかった。

表1 定員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人	101人～	計
障害児入所施設	16	38	47	26	15	11	1	3	1	1	2	161
	9.9	23.6	29.2	16.1	9.3	6.8	0.6	1.9	0.6	0.6	1.2	100
児童発達支援センター	7	16	68	28	19	2	1	4				145
	4.8	11.0	46.9	19.3	13.1	1.4	0.7	2.8				100
日中活動事業所	10	538	233	608	97	201	13	34	7	3	8	1,752
	0.6	30.7	13.3	34.7	5.5	11.5	0.7	1.9	0.4	0.2	0.5	100
障害者支援施設(日中)	4	20	57	274	211	324	67	133	20	45	69	1,224
	0.3	1.6	4.7	22.4	17.2	26.5	5.5	10.9	1.6	3.7	5.6	100
障害者支援施設(夜間)	4	15	137	357	295	186	43	97	20	29	41	1,224
	0.3	1.2	11.2	29.2	24.1	15.2	3.5	7.9	1.6	2.4	3.3	100
事業所数（※1）	37	612	405	936	342	538	82	174	28	49	79	3,282
	1.1	18.6	12.3	28.5	10.4	16.4	2.5	5.3	0.9	1.5	2.4	100

（※1）事業所数は障害児入所施設と児童発達支援センターと日中活動支援事業所と障害者支援施設（日中）の合計

[2] 現員

表2は、現員規模別事業所数を示したものである。

現員規模別事業所数を見ると、全体では現員30人以下の事業所は26.8%（881か所）、31～50人の事業所は38.6%（1,267か所）、51～100人の事業所は27.5%（901か所）、101人以上の事業所は2.3%（76か所）であった。

障害児入所施設では11～20人の事業所の占める割合が29.2%（47か所）、児童発達支援センターでは31～40人の事業所の割合が29.0%（42か所）で最も高かった。日中活動事業所では31～40人の事業所の割合が21.6%（378か所）、21～30人の事業所が20.7%（362か所）と高かった。

障害者支援施設（日中）では、41～50人の事業所の割合が23.0%（282か所）と最も高く、次いで51～60人の事業所が20.4%（250か所）、31～40人の事業所が17.2%（211か所）と多かった。障害者支援施設（夜間）では、31～40人の事業所の割合が26.6%（325か所）と最も高く、次いで41～50人の事業所が25.7%（315か所）であった。

さらに、定員と現員の分布を比較してみると、障害児入所施設と障害者支援施設（夜間）においては、これまで多くの施設が定員割れを起こしながら運営していることが読み取れてきたが、今年度から現員区分を変更して集計したため、今後も同様の傾向がうかがえるか、注視していきたい。

表2 現員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人	101人～	無回答	計
障害児入所施設	24 14.9	47 29.2	39 24.2	26 16.1	5 3.1	7 4.3	2 1.2		1 0.6		1 0.6	9 5.6	161 100
児童発達支援センター	2 1.4	10 6.9	26 17.9	42 29.0	26 17.9	10 6.9	7 4.8	2 1.4	3 2.1	3 2.1	2 1.4	12 8.3	145 100
日中活動事業所	15 0.9	270 15.4	362 20.7	378 21.6	297 17.0	152 8.7	85 4.9	35 2.0	16 0.9	11 0.6	5 0.3	126 7.2	1,752 100
障害者支援施設(日中)	5 0.4	18 1.5	63 5.1	211 17.2	282 23.0	250 20.4	121 9.9	115 9.4	51 4.2	30 2.5	68 5.6	10 0.8	1,224 100
障害者支援施設(夜間)	6 0.5	19 1.6	135 11.0	325 26.6	315 25.7	180 14.7	63 5.1	82 6.7	31 2.5	19 1.6	36 2.9	13 1.1	1,224 100
事業所数	46 1.4	345 10.5	490 14.9	657 20.0	610 18.6	419 12.8	215 6.6	152 4.6	71 2.2	44 1.3	76 2.3	157 4.8	3,282 100

[3] 事業所設置年

表3は、設置年代別事業所数を示したものである。

全体で見ると、2001年～2010年に設置された施設・事業所の割合が最も高く23.7%（777か所）、次いで1991年～2000年が21.0%（688か所）となっている。

障害児入所施設は、1961年～1970年に44.7%（72か所）と最も多く設置され、次いで1951年～1960年に23.6%（38か所）設置されている。児童発達支援センターは、1971年～1980年に27.6%（40か所）と最も多く設置され、次いで2011年～2020年にも22.1%（32か所）設置されている。日中活動事業所は、2001年～2010年に36.4%（638か所）、次いで2011年～2020年に22.7%（397か所）設置されており、1991年～2000年にも20.0%（351か所）設置されている。障害者支援施設は、1971年～1980年に22.2%（272か所）、1981年～1990年に26.7%（327か所）、1991年～2000年に26.1%（319か所）と比較的多く設置されている。

以上より、障害児入所施設についてはその多く（75.8%）が1970年以前に設置されており、障害者支援施設は1971年から2000年の間に75.0%が設置されていることが見てとれる。

表3 設置年代別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～1950年	1951～1960年	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011～2020年	2021年～	計
障害児入所施設	12 7.5	38 23.6	72 44.7	16 9.9	2 1.2	6 3.7	3 1.9	12 7.5		161 100
児童発達支援センター		7 4.8	22 15.2	40 27.6	7 4.8	12 8.3	20 13.8	32 22.1	5 3.4	145 100
日中活動事業所		2 0.1	16 0.9	76 4.3	219 12.5	351 20.0	638 36.4	397 22.7	53 3.0	1,752 100
障害者支援施設	7 0.6	17 1.4	122 10.0	272 22.2	327 26.7	319 26.1	116 9.5	37 3.0	7 0.6	1,224 100
計	19 0.6	64 2.0	232 7.1	404 12.3	555 16.9	688 21.0	777 23.7	478 14.6	65 2.0	3,282 100

[4] 利用率

表4は、令和5年度1年間の利用率を示したものである。

全体で見ると、利用率90%以上の事業所が39.0%と4割近くを占めていたが、この割合は減少傾向である。

事業所種別毎の利用率を見ると、障害児入所施設では、利用率50%未満が11.8%と他の事業所種別と比べると高かった。児童発達支援センターの利用率は、80～90%未満が22.1%，次いで70～80%未満が17.9%，90～100%未満が13.1%，60～70%未満が11.7%の順であり、おおよそ8か所に1か所は年間利用率が100%以上だったことになる。日中活動事業所では、80～90%未満の事業所が25.6%，90～100%未満の事業所が21.0%と高かった。障害者支援施設（日中）の利用率は、90～100%未満の事業所が42.6%と約4割を占めており、利用率100%超の事業所も10.0%であった。障害者支援施設（夜間）の利用率は、90～100%未満が65.4%と高く、利用率80%未満の事業所は6.5%であった。

また、利用率が90%未満の事業所の割合を見ると、障害児入所施設が60.9%，児童発達支援センターが61.4%，日中活動事業所が54.9%，障害者支援施設（日中）が40.1%，障害者支援施設（夜間）が22.4%であった。

表4 利用率（令和5年度）

(事業所数・下段は%)

	～50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	無回答	計
障害児入所施設	19 11.8	19 11.8	10 6.2	24 14.9	26 16.1	31 19.3	6 3.7	4 2.5	22 13.7	161 100
児童発達支援センター	9 6.2	5 3.4	17 11.7	26 17.9	32 22.1	19 13.1	3 2.1	15 10.3	19 13.1	145 100
日中活動事業所	65 3.7	49 2.8	139 7.9	261 14.9	448 25.6	368 21.0	9 0.5	167 9.5	246 14.0	1,752 100
障害者支援施設（日中）	24 2.0	13 1.1	47 3.8	119 9.7	288 23.5	521 42.6	15 1.2	122 10.0	75 6.1	1,224 100
障害者支援施設（夜間）	21 1.7	7 0.6	13 1.1	39 3.2	194 15.8	800 65.4	21 1.7	50 4.1	79 6.5	1,224 100
事業所数	117 3.6	86 2.6	213 6.5	430 13.1	794 24.2	939 28.6	33 1.0	308 9.4	362 11.0	3,282 100

[5] 年間総開所日数と1日あたりの開所時間

表5は、令和5年度の児童発達支援センターと日中活動事業所の総開所日数を示したものである。

全体を見ると、251～275日開所している事業所が56.4%と約半数を占め、226～250日開所している事業所が26.9%と、226～275日開所している事業所が全体の8割を超えていている。

児童発達支援センターでは、226～250日開所している事業所の割合が51.7%と最も高く、次いで、251～275日が19.3%であった。日中活動事業所では、251～275日開所している事業所の割合が59.4%と最も高く、次いで、226～250日が24.8%であった。

表6は、令和5年度の1日あたりの平均開所時間を示したものである。

全体では、平均開所時間7～8時間未満の割合が43.7%と高く、次いで、6～7時間未満が35.2%であった。開所時間が4時間未満の事業所は0.2%、9～10時間未満は0.9%、10時間以上は0.8%とそれぞれ少なかった。

児童発達支援センターでは、5～6時間未満の割合が39.3%と高く、6～7時間未満が31.0%で比較的高かった。開所時間が4時間未満の事業所はなく、8時間以上の事業所は12.4%であった。

日中活動事業所では、7～8時間未満の割合が47.0%と最も高く、次いで、6～7時間未満が35.6%であった。開所時間が4時間未満の事業所は0.2%、8時間以上の事業所は10.5%であった。

児童発達支援センターに比べて、日中活動事業所の方が1日あたりの平均開所時間が長めであることがわかる。

表5 令和5年度の総開所日数

(事業所数・下段は%)

	～200日	201～225日	226～250日	251～275日	276～300日	301～325日	326日以上	無回答	計
児童発達支援センター	1 0.7	14 9.7	75 51.7	28 19.3	18 12.4	5 3.4		4 2.8	145 100
日中活動事業所	6 0.3	2 0.1	435 24.8	1,041 59.4	99 5.7	63 3.6	67 3.8	39 2.2	1,752 100
計	7 0.4	16 0.8	510 26.9	1,069 56.4	117 6.2	68 3.6	67 3.5	43 2.3	1,897 100

表6 令和5年度の1日あたりの平均開所時間

(事業所数・下段は%)

	～2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～10時間未満	10～12時間未満	12時間以上	無回答	計
児童発達支援センター			17 11.7	57 39.3	45 31.0	5 3.4	14 9.7	2 1.4	1 0.7	1 0.7	3 2.1	145 100
日中活動事業所	1 0.1	3 0.2	8 0.5	70 4.0	623 35.6	824 47.0	156 8.9	15 0.9	4 0.2	9 0.5	39 2.2	1,752 100
計	1 0.1	3 0.2	25 1.3	127 6.7	668 35.2	829 43.7	170 9.0	17 0.9	5 0.3	10 0.5	42 2.2	1,897 100

[6] 職員の数と構成

表7－1は、障害児入所施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害児入所施設の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が824人75.6%（前年度77.1%）、非常勤が96人8.8%（前年度7.2%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が1,328人76.4%（前年度76.0%）、非常勤が218人12.5%（前年度12.3%）であった。看護師・保健師は、常勤専従が191人59.5%（前年度66.7%）、非常勤が66人20.6%（前年度15.9%）であり、他の職種に比べて看護師・保健師の常勤専従の割合がやや低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が32.6%（前年度31.8%）、生活支援員・児童指導員が52.6%（前年度48.7%）、看護師・保健師が7.6%（前年度11.8%）であった。

次に、常勤兼務について見ると、換算数を実人数で割り戻した一人当たりの平均は、保育士0.84人（前年度0.64人）、生活支援員・児童指導員0.65人（前年度0.61人）であるのに対し、看護師・保健師0.25人（前年度0.20人）、その他及びOT・ST・PT・心理担当職員等の専門職が合計で0.29人（前年度0.24人）と低くなっていることから、法人内で他の事業所と兼務をしている状況があると推測される。また、看護師・保健師とその他の職種においては、他の事業所種別と比べても低い値を示している。

表7－1 障害児入所施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の換算数	非常勤	非常勤兼務の換算数	計	常勤換算後の計
①施設長・管理者	80	84	36.3	1	0.4	165	116.7
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	168	30	19.1	0		198	187.1
③保育士	824	170	143.1	96	46.6	1,090	1,013.7
④生活支援員・児童指導員	1,328	193	124.6	218	112.7	1,739	1,565.3
⑤職業指導員・就労支援員	54	9	7.8	0		63	61.8
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	191	64	16.2	66	41.2	321	248.4
⑦OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員	49	42	7.2	21	6.3	112	62.5
⑧その他（ソーシャルワーカー等）	78	16	9.4	17	9.6	111	97.0
直接支援職員小計	2,524	494	308.3	418	216.4	3,436	3,048.7
⑨医師（雇用契約のある医師に限る。嘱託医は含めず）	8	16	4.6	37	5.4	61	18.0
⑩管理栄養士	50	21	11.5	3	1.3	74	62.8
⑪栄養士	35	28	12.7	3	1.4	66	49.1
⑫調理員	123	101	50.0	126	69.6	350	242.6
⑬送迎運転手	4	9	2.6	18	9.2	31	15.8
⑭事務員	165	97	38.1	54	29.2	316	232.3
⑮その他職種	60	30	16.1	175	86.8	265	162.9
合 計	3,217	910	499.3	835	419.7	4,962	4,136.0

表7－2は、児童発達支援センターの職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

児童発達支援センターの直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が951人59.4%（前年度60.6%）、非常勤が525人32.8%（前年度33.3%）であった。また、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が388人60.3%（前年度60.9%）、非常勤が194人30.2%（前年度27.8%）であった。看護師・保健師においては、常勤専従37人33.6%（前年度34.6%）、非常勤が59人53.6%（前年度57.7%）であった。前年度に引き続き、他の職種に比べて看護師・保健師の常勤専従の

割合が低くなっている。障害児入所施設に比べると26ポイント程度少ないことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が64.4%（前年度65.8%）、生活支援員・児童指導員が26.3%（前年度26.3%）、看護師・保健師が2.5%（前年度2.0%）であった。

表7-2 児童発達支援センター

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計	常勤換算 後の計
①施設長・管理者	70	77	35.8	1	0.4	148	106.2
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	135	36	17.3	2	2.0	173	154.3
③保育士	951	124	64.4	525	303.6	1,600	1,319.0
④生活支援員・児童指導員	388	61	40.6	194	103.1	643	531.7
⑤職業指導員・就労支援員	1	0	0	0	0	1	1.0
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	37	14	4.7	59	27.1	110	68.8
⑦OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員	85	106	36.4	116	31.1	307	152.5
⑧その他（ソーシャルワーカー等）	14	10	7.1	21	11.8	45	32.9
直接支援職員小計	1,476	315	153.2	915	476.7	2,706	2,105.9
⑨医師（雇用契約のある医師に限る。嘱託医は含めず）	1	7	1.5	25	2.1	33	4.6
⑩管理栄養士	22	9	3.5	12	4.9	43	30.4
⑪栄養士	34	15	5.6	13	7.6	62	47.2
⑫調理員	45	20	7.1	122	60.8	187	112.9
⑬送迎運転手	28	11	5.0	101	48.1	140	81.1
⑭事務員	69	41	21.1	49	24.5	159	114.6
⑮その他職種	41	10	3.6	61	21.7	112	66.3
合 計	1,921	541	253.7	1,301	648.8	3,763	2,823.5

表7-3は、日中活動事業所の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

日中活動事業所の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が9,068人49.3%（前年度50.5%）、非常勤が6,565人35.7%（前年度36.5%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が2,161人51.3%（前年度52.7%）、非常勤が1,554人36.9%（前年度36.0%）であった。看護師・保健師は、常勤専従が431人26.1%（前年度28.1%）、非常勤が991人60.1%（前年度57.3%）であった。日中活動事業所では、看護師・保健師の常勤専従の割合が、児童発達支援センターよりもさらに低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が76.3%（前年度75.3%）、職業指導員・就労支援員が18.2%（前年度18.4%）、看護師・保健師が3.6%（前年度3.7%）であった。

表7－3 日中活動事業所

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の換算数	非常勤	非常勤兼務の換算数	計	常勤換算後の計
①施設長・管理者	610	1,110	500.4	35	17.4	1,755	1,127.8
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,247	800	475.7	18	5.0	2,065	1,727.7
③保育士	94	22	20.1	61	33.2	177	147.3
④生活支援員・児童指導員	9,068	2,751	1,957.8	6,565	3,654.0	18,384	14,679.8
⑤職業指導員・就労支援員	2,161	497	341.3	1,554	900.2	4,212	3,402.5
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	431	228	102.6	991	355.1	1,650	888.7
⑦OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員	25	41	9.5	104	14.9	170	49.4
⑧その他（ソーシャルワーカー等）	100	20	12.3	46	22.5	166	134.8
直接支援職員小計	11,879	3,559	2,443.6	9,321	4,979.9	24,759	19,302.5
⑨医師（雇用契約のある医師に限る。嘱託医は含めず）	1	4	0.4	99	8.3	104	9.7
⑩管理栄養士	41	66	20.6	42	14.6	149	76.2
⑪栄養士	68	102	38.7	65	25.7	235	132.4
⑫調理員	175	175	60.6	875	348.8	1,225	584.4
⑬送迎運転手	45	42	15.6	760	272.2	847	332.8
⑭事務員	474	468	198.6	295	157.5	1,237	830.1
⑮その他職種	413	77	44.5	397	163.5	887	621.0
合 計	14,953	6,403	3,798.7	11,907	5,992.9	33,263	24,744.6

表7－4は、障害者支援施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害者支援施設の直接支援職員に関して、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員は、常勤専従が25,832人66.3%（前年度67.4%）、非常勤が7,415人19.0%（前年度19.9%）であった。職業指導員・就労支援員は、常勤専従が339人60.1%（前年度56.5%）、非常勤が173人30.7%（前年度29.0%）であった。看護師・保健師は、常勤専従が1,661人62.6%（前年度63.9%）、非常勤が571人21.5%（前年度20.8%）であった。障害者支援施設では、看護師・保健師の常勤専従の割合が障害児入所施設、児童発達支援センターなど日中活動事業所に比べて高いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が92.1%（前年度92.3%）、職業指導員・就労支援員が1.2%（前年度1.2%）、看護師・保健師が5.9%（前年度5.4%）であり、生活支援員・児童指導員の常勤専従者に占める割合が突出して高いことがわかる。

以上、表7－1から表7－4の直接支援職員小計より、常勤専従者の割合を事業所種別で見ると、障害児入所施設が73.5%（前年度74.5%）、児童発達支援センターが54.5%（前年度57.0%）、日中活動事業所が48.0%（前年度49.3%）、障害者支援施設が65.9%（前年度66.7%）であり、入所系の事業所の方が通所系の事業所よりも常勤専従者の割合が高いことがわかる。

表7-4 障害者支援施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の換算数	非常勤	非常勤兼務の換算数	計	常勤換算後の計
①施設長・管理者	656	615	332.2	15	9.8	1,286	998.0
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,416	615	303.8	19	8.9	2,050	1,728.7
③保育士	105	13	9.6	6	3.7	124	118.3
④生活支援員・児童指導員	25,832	5,699	4,379.7	7,415	4,500.1	38,946	34,711.8
⑤職業指導員・就労支援員	339	52	35.3	173	102.2	564	476.5
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	1,661	423	297.2	571	285.4	2,655	2,243.6
⑦OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員	81	39	18.0	87	17.8	207	116.8
⑧その他（ソーシャルワーカー等）	17	13	4.3	18	5.2	48	26.5
直接支援職員小計	28,035	6,239	4,744.1	8,270	4,914.4	42,544	37,693.5
⑨医師（雇用契約のある医師に限る。嘱託医は含めず）	13	17	1.5	194	23.9	224	38.4
⑩管理栄養士	582	117	78.2	26	13.4	725	673.6
⑪栄養士	453	126	81.3	37	19.5	616	553.8
⑫調理員	1,593	420	263.0	809	409.2	2,822	2,265.2
⑬送迎運転手	38	22	10.1	125	45.7	185	93.8
⑭事務員	1,709	713	400.9	383	271.3	2,805	2,381.2
⑮その他職種	307	74	32.5	822	405.5	1,203	745.0
合 計	34,802	8,958	6,247.6	10,700	6,121.6	54,460	47,171.2

表7-5は、事業所種別毎に直接支援職員の配置義務員数と実際の配置状況を示したものである。

常勤専従者に注目してみると、障害児入所施設が133%（前年度113%）、児童発達支援センターが108%（前年度102%）、障害者支援施設が101%（前年度101%）で常勤専従者のみでその配置義務員数を満たしている。しかし、日中活動事業所は81%（前年度78%）であり、常勤兼務職員や非常勤職員を加えて必要な配置義務員数を満たしていることがわかる。

事業所種別毎に常勤換算後の計と配置義務員数を比較してみると、障害児入所施設は159%（前年度134%）、児童発達支援センターは159%（前年度151%）、日中活動事業所は135%（前年度129%）、障害者支援施設は136%（前年度135%）となっており、どの事業所種別も配置義務員数を大きく超えて運営されていることがわかる。

表7-5 直接支援職員の状況（配置義務員数に回答のあった施設のみ集計）

直接支援職員	有効回答事業所実数（A）	指定基準上の配置義務員数（B）	施設あたりの配置義務員数（B）／（A）	常勤専従（C）	常勤専従の配置率（C）／（B）	常勤兼務	常勤兼務の換算数	非常勤	常勤兼務の換算数	常勤換算後の計（D）	常勤換算後の配置率（D）／（B）
障害児入所施設	103	1,097	10.7	1,462	133%	304	164.3	227	120.8	1,747.1	159%
児童発達支援センター	103	943	9.2	1,014	108%	244	125.7	668	355.6	1,495.3	159%
日中活動事業所	1,069	9,035	8.5	7,335	81%	2,327	1,611.0	5,906	3,225.0	12,171.0	135%
障害者支援施設	736	16,735	22.7	16,952	101%	3,556	2,755.0	5,081	3,125.0	22,832.0	136%

[7] 職員の年齢・性別並びに勤務年数

表8は、職員の年齢と性別毎に正規・非正規の割合を示したものである。

正規職員の割合は、男性75.9%（前年度75.9%）に対して、女性は59.4%（前年度59.0%）と低く、男女合計は66.0%（前年度65.8%）であった。

特に女性の20歳未満は前年度に比べて、正規職員の割合が6.3ポイント増えている。年代別では、男性は正規職員の割合が20代から50代まで80%を超えており、女性は20代の87.4%（前年度87.7%）をピークに30代で74.2%，40代で65.0%，50代で58.4%にまで低減している。また、60歳を境に男女とも正規と非正規の割合が逆転しているのは、やはり60歳での定年退職と期限付き再任用という非正規化によるものと推察できる。

表9は、同一法人内での勤務年数毎に正規職員・非正規職員の割合を示したものである。

勤務年数が短いほど非正規職員の割合が高く、雇用されて1年に満たない職員においては、非正規職員は47.9%（前年度49.7%，前々年度47.9%）と、全体の約半数が非正規職員となっている。

表8 年齢と性別

(人・下段は%)

		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計
性別	正規	43 58.1	4,072 88.5	7,445 93.2	8,012 91.8	6,143 84.4	1,651 49.2	575 21.1	332 13.2	28,273 75.9
	非正規	31 41.9	527 11.5	546 6.8	713 8.2	1,139 15.6	1,708 50.8	2,152 78.9	2,184 86.8	9,000 24.1
性別	正規	150 80.2	6,255 87.4	6,442 74.2	8,613 65.0	8,567 58.4	1,940 35.1	481 15.1	192 8.2	32,640 59.4
	非正規	37 19.8	900 12.6	2,236 25.8	4,641 35.0	6,092 41.6	3,586 64.9	2,708 84.9	2,136 91.8	22,336 40.6
計	正規	193 73.9	10,327 87.9	13,887 83.3	16,625 75.6	14,710 67.0	3,591 40.4	1,056 17.8	524 10.8	60,913 66.0
	非正規	68 26.1	1,427 12.1	2,782 16.7	5,354 24.4	7,231 33.0	5,294 59.6	4,860 82.2	4,320 89.2	31,336 34.0

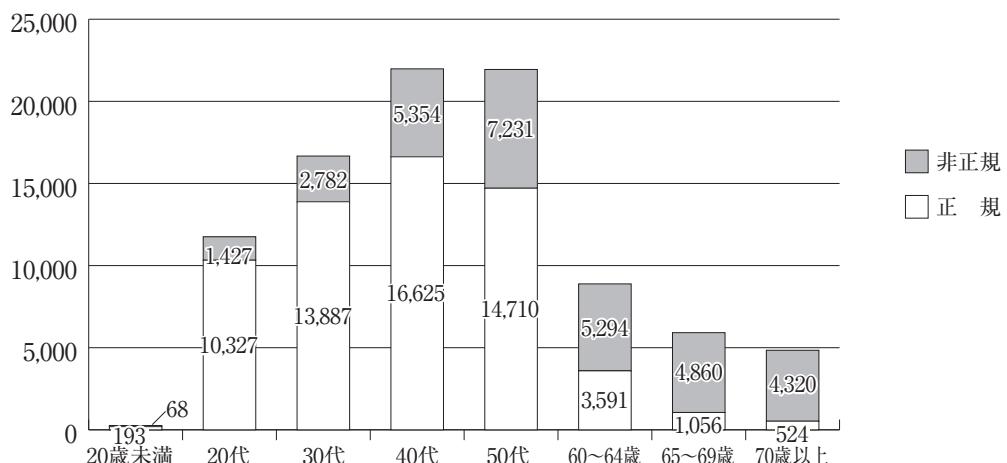
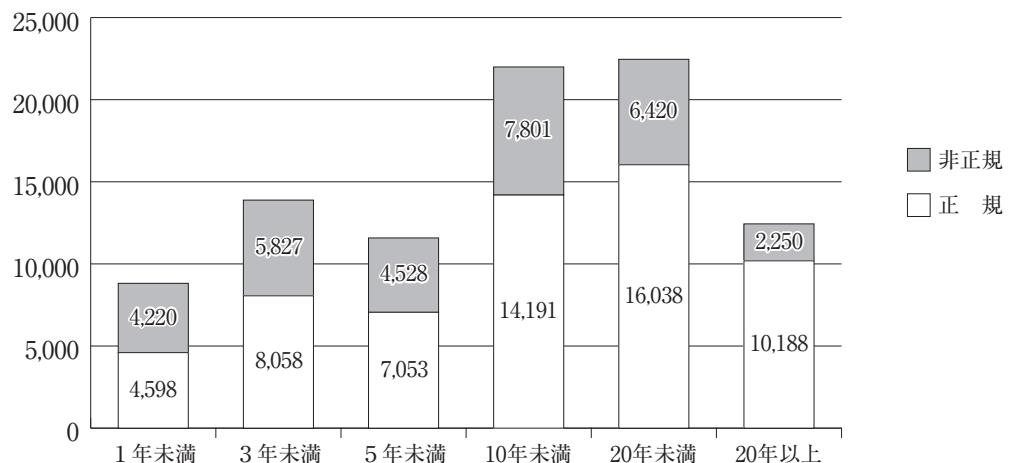


表9 同一法人内での勤務年数

(人・下段は%)

	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	不明	計
正規	4,598	8,058	7,053	14,191	16,038	10,188	787	60,913
	52.1	58.0	60.9	64.5	71.4	81.9	73.1	66.0
非正規	4,220	5,827	4,528	7,801	6,420	2,250	290	31,336
	47.9	42.0	39.1	35.5	28.6	18.1	26.9	34.0



[8] 入職者と離職者の状況

表10は、令和5年度の1年間における入職者と離職者の状況を示したものである。

入職者数については、全体で8,116人であり、入職率（在職者数における入職者数の割合。ただし、在職者数は基準日現在のもの）は8.8%であった。一方、離職者数については、全体で7,647人であり、離職率（在職者数における離職者数の割合。ただし、在職者数は基準日現在のもの）は8.3%であった。一般に入職率と離職率がともに高い場合には人材が定着していない状況にあると言われるが、これについては今後のさらなる追跡調査が必要であろう。

勤務年数ごとに見ると、在職年数1年未満では22.2%、3年未満では12.2%、5年未満では10.2%であり、勤務年数が増えるほど離職率は低くなっている。

表10 入職者数と離職者数

	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
入職者数	8,116 8.8						8,116 8.8
離職者数	1,961	1,695	1,179	1,399	910	503	7,647
離職率	22.2	12.2	10.2	6.4	4.1	4.0	8.3

*離職率 = 勤務年数（表9）ごとの在職者数における離職者数の割合で計算

[9] 夜間職員の勤務状況

表11は、障害児入所施設及び障害者支援施設の夜間職員の勤務形態を示したものである。

夜間職員の勤務形態について見ると、「夜勤体制のみ」は障害児入所施設が97か所61.8%（前年度54.7%）、障害者支援施設が982か所80.8%（前年度80.4%）と障害児入所施設の方がその割合は低かった。一方、「夜勤体制と宿直体制併用」では障害児入所施設が60か所38.2%（前年度45.3%）、障害者支援施設は233か所19.2%（前年度19.6%）となっており、障害児入所施設の方がその割合は高かった。

また、1事業所における夜間勤務平均職員数は、障害児入所施設で2.3人（前年度2.8人）、障害者支援施設では3.0人（前年度3.0人）となっており、1人の夜間勤務職員がみる利用者の平均人数は、障害児入所施設で13.5人（前年度11.6人）、障害者支援施設で17.5人（前年度17.8人）となっている。

表11 夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	障害者支援施設	計
夜勤体制のみ	事業所数	97	982	1,079
	割合	61.8%	80.8%	78.6%
	夜間職員総数（※1）	218	2,772	2,990
	1事業所平均職員数（※2）	2.2	2.8	2.8
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数（※3）	12.2	17.7	17.3
夜勤体制と宿直体制併用	事業所数	60	233	293
	割合	38.2%	19.2%	21.4%
	夜間職員総数	144	823	967
	うち夜勤	52	522	574
	うち宿直	89	275	364
	不明・無回答	3	26	29
	1事業所平均職員数	2.4	3.5	3.3
全体（無回答除く）	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	15.3	16.6	16.4
	事業所数	157	1,215	1,372
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	362	3,595	3,957
	1事業所平均職員数	2.3	3.0	2.9
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	13.5	17.5	17.1

（※1）夜間職員総数は、各事業所の1日あたりの勤務人数の合計

（※2）1事業所平均職員数は、夜間職員総数を事業所数で割り返したもの

（※3）1人の夜間職員がみる利用者の平均人数は、夜間の現員÷夜間職員総数

[10] 外国人労働者の採用状況

表12は、外国人労働者（特定技能・技能実習生等を含む）の採用状況を施設・事業所種別毎に表したものである。外国人労働者を「現在採用している」と回答があったのは、全体では7.7%（253か所）で、「採用していない」が79.6%（2,613か所）であり、調査を始めた令和4年度以降、採用している事業所の割合が毎年増加している。事業所種別では障害者支援施設が14.6%（179か所）と最も高く、全体と同様に毎年増加しており、7か所に1か所程度が採用している状況であることがわかる。

また採用している人数は、採用している事業所全体で626人であり、平均すると1事業所当たり2.5人で、前年度の2.2人から0.3人多くなっている。

一方、「採用していない」と回答した事業所に対しては今後の採用の意向を問うているが、「今後採用する予定又は採用を検討中」が7.5%（247か所）であるのに対し、「今後も採用する予定はない又はわからない」と回答があったのは35.9%（1,177か所）で、福祉人材が不足する中で思慮されている事業所が多いと推察される。また事業所種別で見ると、障害児入所施設では全体の42.2%が「今後も採用する予定はない又はわからない」と回答しており、次いで児童発達支援センターで41.4%，日中活動事業所で37.4%，障害者支援施設で32.1%の順となっている。児童の事業所の方が成人の事業所に比べ、外国人労働者の採用については消極的な様子がうかがえる。

表12 外国人労働者の採用状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
外国人労働者を現在採用している	7 4.3	2 1.4	65 3.7	179 14.6	253 7.7
採用人数	15	2	105	504	626
外国人労働者を採用していない	152 94.4	114 78.6	1,331 76.0	1,016 83.0	2,613 79.6
今後採用する予定又は採用を検討中	10 6.2	2 1.4	101 5.8	134 10.9	247 7.5
今後も採用する予定はない又はわからない	68 42.2	60 41.4	656 37.4	393 32.1	1,177 35.9
無回答	2 1.2	29 20.0	356 20.3	29 2.4	416 12.7
合 計	161 100	145 100	1,752 100	1,224 100	3,282 100

[11] 施設・事業所の建物の状況

表13は、施設・事業所の建物の老朽化等による建て替えの必要性を問うたものである。

「建替えの必要あり」は、全体で721か所22.0%（前年度22.1%）だった。「建替えの必要あり」と回答した事業所のうち、築年数30年以上が68.2%を占め、築50年以上も57施設あった。事業所種別では、障害児入所施設で42か所26.1%（前年度24.7%），児童発達支援センターは31か所21.4%（前年度17.6%），日中活動事業所は264か所15.1%（前年度16.1%），障害者支援施設は384か所31.4%（前年度30.9%）となっている。なお、「現在建て替え中」は全体で50か所1.5%（前年度1.2%）であった。

表13 施設・事業所の建物の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
老朽化等による 建替えの必要あり	42 26.1	31 21.4	264 15.1	384 31.4	721 22.0
建替えの必要なし	113 70.2	103 71.0	1,320 75.3	778 63.6	2,314 70.5
現在建て替え中	3 1.9		17 1.0	30 2.5	50 1.5
無回答	3 1.9	11 7.6	151 8.6	32 2.6	197 6.0
計	161 100	145 100	1,752 100	1,224 100	3,282 100

*建替えの必要ありと回答した721施設のうち、築年数30年以上が492施設、そのうち50年以上が57施設

表13-1は、「建替えの必要あり」と回答した施設における建替え計画上の着工予定年度を示したものである。

令和7～9年度に着工を予定している施設は11.5%（83か所）、令和10～15年度は9.0%（65か所）、それ以降は4.9%（35か所）であった。一方で「未定」と回答した施設も64.5%（465か所）あり、建替えの必要があるもののさまざまな事情から着工予定を示すことが難しい状況が読み取れる。

表13-1 建替え計画上の着工予定年度

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
令和7～9年度	3 7.1	4 12.9	27 10.2	49 12.8	83 11.5
令和10～12年度	5 11.9		12 4.5	33 8.6	50 6.9
令和13～15年度	2 4.8		3 1.1	10 2.6	15 2.1
令和16年度以降		1 3.2	10 3.8	24 6.3	35 4.9
未定	29 69.0	21 67.7	181 68.6	234 60.9	465 64.5
無回答	3 7.1	5 16.1	31 11.7	34 8.9	73 10.1
計	42 100	31 100	264 100	384 100	721 100

表13-2は、建替えする際の定員削減予定を示したものである。無回答が全体で53.1%あったものの、「削減予定あり」は11.1%であった。また、建替え時に定員削減を予定している施設の88.8%（71か所）が入所系の施設であった。

表13-2 建替えする際の定員削減予定

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
削減予定あり	6		9	65	80
	14.3		3.4	16.9	11.1
削減予定なし	17	13	114	114	258
	40.5	41.9	43.2	29.7	35.8
無回答	19	18	141	205	383
	45.2	58.1	53.4	53.4	53.1
計	42	31	264	384	721
	100	100	100	100	100

表14は障害児入所施設及び障害者支援施設の居室の利用状況を示したものである。「個室利用」は全体で65.9%（前年度66.3%，前々年度64.6%）であり、これまで増加傾向にあったものの、今年度は前年度よりやや減少した。事業所種別では、障害児入所施設が71.2%（前年度66.5%，前々年度65.8%），障害者支援施設が65.5%（前年度66.3%，前々年度64.5%）であった。また、「2人部屋利用」は全体で28.0%（障害児入所施設19.7%，障害者支援施設28.6%）となっており、「個室利用」と「2人部屋利用」を合わせた割合は93.9%であった。一方、「4人部屋利用」以上は3.0%（1,473部屋）であり、減少傾向にあるものの、未だ6千人程の利用者がそこで暮らしていることになる。

表14 入所型施設の居室の状況

(部屋数・下段は%)

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
個室利用	2,442	30,080	32,522
	71.2	65.5	65.9
2人部屋利用	676	13,149	13,825
	19.7	28.6	28.0
3人部屋利用	130	1,421	1,551
	3.8	3.1	3.1
4人部屋利用	161	1,270	1,431
	4.7	2.8	2.9
5人以上利用	22	20	42
	0.6	0.0	0.1
計	3,431	45,940	49,371
	100	100	100

[12] 主な加算・減算の状況

表15は施設・事業所種別毎に主な加算・減算の状況を示したものである。事業所種別によって取得できる加算は異なるものの、令和6年度報酬改定により、福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の3加算が一本化された福祉・介護職員処遇改善加算については、(I)が2,412か所73.5%で、激変緩和措置である(V)を除く(I～IV)の合計は2,973か所90.6%だった。

また、福祉専門職員配置等加算(I)は1,483か所45.2%（前年度45.7%）、福祉専門職員配置等加算(II)は438か所13.3%（前年度13.3%）、福祉専門職員配置等加算(III)は1,770か所53.9%（前年度30.2%）であった。福祉専門職員配置等加算(III)が前年度と比較し23.7ポイント増加しているが、これは令和6年度の報酬改定により生活介護において(I)または(II)と(III)の併給が可能となったことによるものと推察される。

また、障害者支援施設や日中活動事業所における重度障害者支援加算は算定要件が整理され、(I)(II)(III)に分類されたが、重症心身障害者が2人以上利用で常勤看護職員が3人以上配置と条件が厳しい(I)は取得事業所が少ない。さらに新設された「18点以上の者に対して中核的人材研修修了者作成の個別支援計画シートに基づき支援した場合の追加加算」については、各都道府県において中核的人材養成研修が始まったばかりであり、研修修了者の数が少ないとため、加算取得事業所は2%程度である。

人員配置体制加算は、1,709か所57.4%（前年度48.7%）が取得しており、大幅に増加した。新設された1対1.5は590か所19.8%で、他の配置より多かった。

通所系の事業所に共通する食事提供体制加算は全体で1,409か所74.3%（前年度76.1%）、送迎加算は1,489か所85.0%（前年度85.7%）で微減となった。日中活動事業所に新設された喀痰吸引等実施加算は、31か所1.8%であった。報酬改定により新設等された加算については、今後も注視していきたい。

表15 主な加算・減算の状況

(事業所数・下段は%)

		障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
共通	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	107 66.5	84 57.9	1,258 71.8	963 78.7	2,412 73.5
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	6 3.7	3 2.1	121 6.9	37 3.0	167 5.1
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	19 11.8	6 4.1	183 10.4	106 8.7	314 9.6
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	5 3.1	3 2.1	42 2.4	30 2.5	80 2.4
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	4 2.5	1 0.7	50 2.9	57 4.7	112 3.4
	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	60 37.3	47 32.4	742 42.4	634 51.8	1,483 45.2
	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	14 8.7	5 3.4	259 14.8	160 13.1	438 13.3
	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	64 39.8	63 43.4	927 52.9	716 58.5	1,770 53.9
	夜勤職員配置体制加算				769 62.8	769 62.8
入所	重度障害者支援加算(Ⅰ)				83 6.8	83 6.8
	重度障害者支援加算(Ⅱ)				712 58.2	712 58.2
	重度障害者支援加算(Ⅲ)				528 43.1	528 43.1
	18点以上の者に対して中核的人材研修修了者作成の個別支援計画シートに基づき支援した場合の追加加算				31 2.5	31 2.5
	人員配置体制加算			730 41.7	979 80.0	1,709 57.4
生活介護	1対1.5			290	300	590
	1対1.7			107	290	397
	1対2.0			127	202	329
	1対2.5			199	181	380
	重度障害者支援加算(Ⅰ)			77 4.4		77 4.4
	重度障害者支援加算(Ⅱ)			504 28.8		504 28.8
	重度障害者支援加算(Ⅲ)			432 24.7		432 24.7
通所系共通	18点以上の者に対して中核的人材研修修了者作成の個別支援計画シートに基づき支援した場合の追加加算			29 1.7		29 1.7
	食事提供体制加算		126 86.9	1,283 73.2		1,409 74.3
	送迎加算			1,489 85.0		1,489 85.0
	延長支援加算		45 31.0	91 5.2		136 7.2
	喀痰吸引等実施加算			31 1.8		31 1.8
	開所時間減算		13 9.0	24 1.4		37 2.0
	事業所実数	161 100	145 100	1,752 100	1,224 100	3,282 100

[13] 自法人での法人後見の実施状況

表16は事業所種別毎に自法人における法人後見（成年後見）の実施状況を示したものである。（本調査は事業所単位で回答を求めているものであるが、本設問では自法人での実施状況を問うているため、同一法人の複数事業所が重複して回答している場合がある。）

「実施している」と回答したのは、全体の4.6%（前年度4.6%）であった。

表16 自法人での法人後見の実施状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
実施している	7 4.3	9 6.2	84 4.8	52 4.2	152 4.6
実施していない	153 95.0	128 88.3	1,634 93.3	1,165 95.2	3,080 93.8
無回答	1 0.6	8 5.5	34 1.9	7 0.6	50 1.5
計	161 100	145 100	1,752 100	1,224 100	3,282 100

[14] 短期入所の状況

表17は障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業（併設型・空床型）の実施状況（重複計上）である。全体の93.2%（障害児入所施設89.4%，障害者支援施設93.7%）が短期入所事業を実施しており、この数値は新型コロナウイルス感染拡大前と比較しても大きな変動はなく、入所系に対する短期入所のニーズの高さがうかがえる。

表17 短期入所の実施状況

(事業所数・下段は%)

	実施している			実施して いない	無回答	計
	併設型	空床利用型	無回答			
障害児入所施設	144 89.4	89 61.8	61 42.4	6 4.2	9 5.6	8 5.0
障害者支援施設	1,147 93.7	936 81.6	261 22.8	39 3.4	48 3.9	29 2.4
計	1,291 93.2	1,025 79.4	322 24.9	45 3.5	57 4.1	37 2.7
	※併設型と空床型の両方を実施している場合があるため重複計上					

表18は、障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業の「併設型」を定員規模別に表したものである。

併設型は短期入所を実施していると回答した施設全体の79.4%（1,025か所）であった。定員規模は、4人が304か所29.7%（前年度29.8%）と最も多く、児・者別に見ても4人を含む上位3項目は定員5人以下の規模であった。一方、定員10人以上は障害児入所施設で6か所6.7%（前年度11.9%）、障害者支援施設においては67か所7.2%（前年度7.2%）であった。

表18 定員規模別併設型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~15人	16人以上	無回答	計
障害児入所施設	2 2.2	27 30.3	11 12.4	19 21.3	12 13.5	5 5.6	2 2.2	5 5.6			3 3.4	1 1.1	2 2.2	89 100
障害者支援施設	21 2.2	207 22.1	74 7.9	285 30.4	112 12.0	90 9.6	27 2.9	31 3.3	11 1.2	41 4.4	15 1.6	11 1.2	11 1.2	936 100
事業所数	23 2.2	234 22.8	85 8.3	304 29.7	124 12.1	95 9.3	29 2.8	36 3.5	11 1.1	44 4.3	16 1.6	13 1.3	11 1.1	1,025 100

表19-1は令和6年4月～令和6年6月までの3か月間における短期入所の利用実績を見・者施設毎に整理したものである。全体では、3か月間に12,789人、41,168回（件）（前年度11,195人、36,529回（件））、短期入所を利用していた。新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度の20,704人、64,098回（件）と比較すると、「実施している」と回答があった事業所数はほぼ同数であるものの、利用実人数、利用延べ件数ともに6割程度にとどまっており、今年度は回復傾向ではあるが、令和2年度の調査以降、同様の状態が続いている。

利用延べ件数のうち、地域生活支援拠点等に係る加算のひとつである「緊急短期入所受入加算（I）」を取得した件数は346件0.8%（前年度1.2%、前々年度2.0%）で、年々減少している。

また、利用延べ件数を利用実人数で割り返し1人あたりの平均利用回（件）数を見ると、全体では3.2回（件）（前年度3.3回（件）、令和元年度3.1回（件））、障害者支援施設3.3回（件）（前年度3.4回（件）、令和元年度3.1回（件））、障害児入所施設2.8回（件）（前年度2.5回（件）、令和元年度2.7回（件））であり、一見新型コロナウイルス感染拡大前とさほど変化がないように見える。しかし、利用実人数12,789人を表17の短期入所実施事業所数1,291か所で割り返し、1事業所あたりの短期入所利用実人数の平均を出すと、全体では9.9人（前年度8.9人、令和元年度15.3人）で、障害者支援施設10.0人（前年度8.7人、令和元年度15.4人）、障害児入所施設9.4人（前年度10.3人、令和元年度15.1人）となっており、若干新型コロナウイルス感染拡大前の数値に戻りつつあるものの、その6割程度にとどまっている。

表19-1 利用実績（令和6年4月～令和6年6月までの3か月間）

	利用実人数	利用件数（延べ）		利用泊数（延べ）	1人当たりの平均利用件数	1事業所当たりの利用実人数
		うち緊急利用加算を取得した件数				
障害児入所施設	1,352 10.6	3,840 9.3	13 3.8	9,571 6.9	2.8	9.4
	11,437 89.4	37,328 90.7	333 96.2	128,904 93.1	3.3	10.0
計	12,789 100	41,168 100	346 100	138,475 100	3.2	9.9

表19-2は令和6年4月～令和6年6月までの3か月間における利用件数（延べ）の内訳（1回あたりの期間）を児・者施設毎に整理したものである。全体では、1位1泊53.7%，2位2泊19.9%となっており、1～2泊で全体の73.7%，6泊以内で全体の88.6%を占めている。一方で、29泊以上は1,607件3.9%（前年度3.8%，前々年度4.3%）となっており、若干回復傾向にはあるものの、新型コロナウイルス感染拡大前（令和元年度1.9%）と比較すると1回あたりの利用期間が長い傾向が続いている。

表19-2 表20の利用件数（延べ）の内訳
(利用件数・下段は%)

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
障害児入所施設	2,493 64.9	682 17.8	236 6.1	218 5.7	74 1.9	36 0.9	45 1.2	56 1.5	3,840 100
障害者支援施設	19,630 52.6	7,528 20.2	2,980 8.0	2,720 7.3	1,057 2.8	510 1.4	1,562 4.2	1,341 3.6	37,328 100
計	22,123 53.7	8,210 19.9	3,216 7.8	2,938 7.1	1,131 2.7	546 1.3	1,607 3.9	1,397 3.4	41,168 100

表20は調査基準日現在（令和6年6月1日）利用中の児・者の最長利用泊数を児・者施設毎に整理したものである。調査基準日現在、利用中の児・者は858人であったが、短期入所サービスの連続利用期間上限である30泊以上の利用は317人36.9%（前年度33.9%，前々年度45.0%）であり、さらに平成30年度から規制がかかった年間利用日数180日を超える180泊以上の利用も73人8.5%（前年度1.9%，前々年度12.8%）となっている。

感染拡大前と比較すると、令和元年度の30泊以上の利用は30.3%，180泊以上の利用は7.2%で、ほぼ同率に戻っている。平成30年度の法改正後、感染拡大期までは、ともに減少している傾向がうかがえていたものの、いまだ短期入所に頼らざるを得ない児・者が多数存在していることがわかる。

表20 現在利用中（滞在中）の児者の最長泊数
(利用件数・下段は%)

	～7泊	8～14泊	15～19泊	20～29泊	30～59泊	60～89泊	90～179泊	180泊以上	計
障害児入所施設	71 77.2	9 9.8		2 2.2	3 3.3	3 3.3	1 1.1	3 3.3	92 100
障害者支援施設	309 40.3	69 9.0	23 3.0	58 7.6	102 13.3	102 13.3	33 4.3	70 9.1	766 100
計	380 44.3	78 9.1	23 2.7	60 7.0	105 12.2	105 12.2	34 4.0	73 8.5	858 100

表21は、3か月間で最長支給期間の180泊以上連続で利用した児・者の理由（複数選択有り）をまとめたものである。454事業所から765件の回答を得たが、理由の1位は「障害者支援施設への入所待機のため」の52.0%（198事業所・398件）で、2位は「地域での自立した生活をするための事前準備のため」の16.2%（88事業所・124件）であった。障害者支援施設、グループホーム、その他の福祉施設等への「入所入居待機」が理由の利用は64.4%（277事業所・493件）となっており、この6割を超える入所・入居待機群の中には、1年を超えて利用している人達も多くいると推察される。

表21 年間180日以上利用した方の理由

(下段は%)

			障害児入所施設	障害者支援施設	計
入所 入居 待機	障害者支援施設への入所待機のため	事業所数	7 31.8	191 44.2	198 43.6
		人数	12 44.4	386 52.3	398 52.0
	グループホームへの入居待機のため	事業所数	1 4.5	49 11.3	50 11.0
		人数	1 3.7	57 7.7	58 7.6
本人 ・ 家族等	その他福祉施設等への入所待機のため	事業所数	1 4.5	28 6.5	29 6.4
		人数	1 3.7	36 4.9	37 4.8
	本人の健康状態の維持管理のため	事業所数		12 2.8	12 2.6
		人数		36 4.9	36 4.7
	家族の病気等のため	事業所数	2 9.1	25 5.8	27 5.9
		人数	2 7.4	27 3.7	29 3.8
	地域での自立した生活をするための事前準備のため	事業所数	6 27.3	82 19.0	88 19.4
		人数	6 22.2	118 16.0	124 16.2
その他		事業所数	5 22.7	45 10.4	50 11.0
		人数	5 18.5	78 10.6	83 10.8
	計	事業所数	22	432	454
		人数	27	738	765

[15] 職員の資格取得・処遇の状況

表22は、職員の資格取得（所持）状況（重複計上）を施設・事業所種別毎に表したものである。施設・事業所種別によってその取得数の順位は異なるが、全体では1位介護福祉士26.4%（前年度26.3%，前々年度25.3%），2位保育士10.9%（前年度11.6%，前々年度11.6%），3位に社会福祉士9.2%（前年度9.1%，前々年度8.3%），4位に介護職員初任者研修修了7.0%（前年度8.3%，前々年度8.3%）と、介護福祉士と社会福祉士は年々微増している。

障害児入所施設、児童発達支援センターで見ると、1位保育士44.2%（前年度44.8%），2位社会福祉士10.4%（前年度9.6%），3位介護福祉士10.2%（前年度11.8%）となっており、障害者支援施設、日中活動事業所では、1位介護福祉士27.9%（前年度27.7%），2位社会福祉士9.1%（前年度9.1%），3位保育士7.8%（前年度8.6%）の順となっている。

表22 職員の資格取得状況

(人)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	495	130	5,859	12,919	19,403	26.4
社会福祉士	404	236	2,502	3,602	6,744	9.2
精神保健福祉士	81	29	576	859	1,545	2.1
保育士	1,130	1,587	1,545	3,728	7,990	10.9
知的障害援助専門員	24	6	317	617	964	1.3
知的障害福祉士	6	4	44	60	114	0.2
介護職員初任者研修修了	102	51	2,218	2,805	5,176	7.0
その他	113	170	564	1,120	1,967	2.7
直接支援職員実数	3,436	2,706	24,759	42,544	73,445	100

表23は、施設・事業所で取得を促進している資格について示したものであるが、全体では、介護福祉士が2,440か所74.3%（前年度73.9%）、社会福祉士が2,353か所71.7%（前年度71.4%）、精神保健福祉士が1,385か所42.2%（前年度42.0%）と、いわゆる三福祉士といわれる資格が上位3位である。これらの資格は福祉専門職員配置等加算の要件に該当する資格であることが影響していると推察される。

なお、障害児入所施設と児童発達支援センターにおいては、精神保健福祉士ではなく保育士がそれぞれ3位と2位に入っていた。

表23 取得を促進している資格

(事業所数)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	89	36	1,287	1,028	2,440	74.3
社会福祉士	105	70	1,258	920	2,353	71.7
精神保健福祉士	59	32	736	558	1,385	42.2
保育士	79	60	168	137	444	13.5
知的障害援助専門員	15	10	192	163	380	11.6
知的障害福祉士	3	5	86	68	162	4.9
介護職員初任者研修修了	9	3	234	157	403	12.3
その他	17	17	127	122	283	8.6
事業所実数	161	145	1,752	1,224	3,282	100

表24・表25は資格取得への支援及び取得後の処遇の内容について表したものである（重複計上）。最も多かったのは「給与手当への反映」2,199か所67.0%（前年度64.0%）で、全体の7割弱となっている。次いで、「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」が1,182か所36.0%（前年度33.9%）、「資格取得一時金として1回のみ支給」757か所23.1%（前年度23.4%）、「昇進昇格等処遇への反映」540か所16.5%（前年度17.2%）の順であった。

表25は「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」を実施している事業所の補助内容を表しており、「全額補助」は258か所21.8%（前年度21.1%）、「一部補助」は786か所66.5%（前年度66.0%）であった。

表24 資格取得への支援・処遇の内容

(事業所数・重複回答)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
受講料・交通費等受講に係る費用の補助	49	43	649	441	1,182	36.0
資格取得一時金として1回のみ支給	46	29	378	304	757	23.1
昇進昇格等処遇への反映	23	24	251	242	540	16.5
給与手当への反映	80	53	1,208	858	2,199	67.0
その他	17	16	135	113	281	8.6
事業所実数	161	145	1,752	1,224	3,282	100

表25 受講料・交通費等受講に係る費用の補助

(事業所数・重複回答)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
全額補助	15	12	129	102	258	21.8
一部補助	24	27	449	286	786	66.5
その他	8	4	57	54	123	10.4
補助ありの事業所実数	49	43	649	441	1,182	100

表26は表24「資格取得後に給与手当への反映」と回答した事業所のその対象としている資格について事業所種別毎に整理したものである。

全体では圧倒的に三福祉士が多く、介護福祉士2,038か所92.7%（前年度93.0%）社会福祉士2,016か所91.7%（前年度92.3%）、精神保健福祉士1,655か所75.3%（前年度76.1%）の順で、次いで保育士810か所36.8%（前年度37.2%）となっている。

なお、保育士については、障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいて6割以上が対象としていた。

表26 資格取得後手当等を支給された資格

(事業所数・重複回答)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
介護福祉士	74 92.5	38 71.7	1,112 92.1	814 94.9	2,038 92.7
社会福祉士	73 91.3	45 84.9	1,098 90.9	800 93.2	2,016 91.7
精神保健福祉士	61 76.3	29 54.7	918 76.0	647 75.4	1,655 75.3
保育士	54 67.5	32 60.4	422 34.9	302 35.2	810 36.8
知的障害援助専門員	13 16.3	4 7.5	93 7.7	87 10.1	197 9.0
知的障害福祉士	6 7.5	1 1.9	43 3.6	47 5.5	97 4.4
介護職員初任者研修修了	11 13.8	4 7.5	137 11.3	81 9.4	233 10.6
その他	20 25.0	21 39.6	248 20.5	205 23.9	494 22.5
給与手当への反映事業所数	80	53	1,208	858	2,199

表27は表24で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した事業所が、毎月定額で給与手当として支給される金額を資格毎に整理したものである。

介護福祉士は「3,001～5,000円」が最も多く、次いで「1～3,000円」「5,001～10,000円」の順となっている。社会福祉士、精神保健福祉士では「5,001～10,000円」が最も多く、次いで「3,001～5,000円」「1～3,000円」の順となっている。保育士は「1～3,000円」が最も多く、次いで「3,001～5,000円」「5,001～10,000円」の順となっている。

表27 定額で給与に毎月支給される場合の金額と資格

(事業所数・重複回答)

	1～3,000円	3,001～5,000円	5,001～10,000円	10,001～20,000円	20,001円以上	計	給与手当への反映事業所数(%)	有効回答事業所数(%)
介護福祉士	660 32.4	730 35.8	547 26.8	80 3.9	21 1.0	2,038 100	92.7	62.1
社会福祉士	460 22.8	609 30.2	708 35.1	197 9.8	42 2.1	2,016 100	91.7	61.4
精神保健福祉士	417 25.2	518 31.3	562 34.0	133 8.0	25 1.5	1,655 100	75.3	50.4
保育士	310 38.3	276 34.1	183 22.6	31 3.8	10 1.2	810 100	36.8	24.7
知的障害援助専門員	122 61.9	54 27.4	17 8.6	3 1.5	1 0.5	197 100	9.0	6.0
知的障害福祉士	35 36.1	29 29.9	25 25.8	8 8.2		97 100	4.4	3.0
介護職員初任者研修修了	163 70.3	49 21.1	11 4.7	8 3.4	1 0.4	232 100	10.6	7.1
その他	197 39.9	153 31.0	103 20.9	34 6.9	7 1.4	494 100	22.5	15.1
事業所実数	-	-	-	-	-	-	2,199	3,282

表28は表24で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した事業所に対し、複数の資格を取得した場合、支給される金額に上限設定が有るか無いかを尋ね整理したものである。支給に「上限がある」と回答したのは1,370か所62.3%（前年度70.4%）、「上限はない」と回答したのは225か所10.2%（前年度11.3%）で「上限がある」が全体の6割強となっている。

表28 複数資格取得の場合の支給金額の上限の有無

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
上限がある	45	32	737	556	1,370	62.3
上限はない	11	7	124	83	225	10.2
無回答	24	14	347	219	604	27.5
計	80	53	1,208	858	2,199	100

III 調査結果B（令和6年度）

1. 定員と現在員

表29 定員規模別施設数とその構成比

(施設数・下段は%)

		~20人	21~30人	31~40人	41~50人	51~60人	61~70人	71~80人	81~90人	91人~100人	101人以上	計
児童福祉法	障害児入所施設	54 33.8	46 28.8	26 16.3	15 9.4	11 6.9	1 0.6	3 1.9	1 0.6	1 0.6	2 1.3	160 100
	児童発達支援センター	24 16.6	67 46.2	28 19.3	19 13.1	2 1.4	1 0.7	4 2.8				145 100
	計 (I)	78 25.6	113 37.0	54 17.7	34 11.1	13 4.3	2 0.7	7 2.3	1 0.3	1 0.3	2 0.7	305 100
障害者中継支援法	療養介護											
	生活介護	278 15.9	166 9.5	455 26.1	230 13.2	340 19.5	59 3.4	112 6.4	20 1.1	36 2.1	47 2.7	1,743 100
	自立訓練	5 41.7	5 41.7	1 8.3		1 8.3						12 100
	就労移行支援	2 100										2 100
	就労継続支援A型	14 77.8	1 5.6	2 11.1	1 5.6							18 100
	就労継続支援B型	183 51.5	39 11.0	102 28.7	12 3.4	17 4.8		1 0.3		1 0.3		355 100
	計	482 22.6	211 9.9	560 26.3	243 11.4	358 16.8	59 2.8	113 5.3	20 0.9	37 1.7	47 2.2	2,130 100
	多機能型事業所	93 10.8	85 9.9	320 37.3	74 8.6	167 19.4	21 2.4	53 6.2	9 1.0	9 1.0	28 3.3	859 100
	計 (II)	575 19.2	296 9.9	880 29.4	317 10.6	525 17.6	80 2.7	166 5.6	29 1.0	46 1.5	75 2.5	2,989 100
	うち施設入所支援	19 1.5	139 11.3	355 28.9	299 24.3	188 15.3	45 3.7	94 7.6	20 1.6	29 2.4	41 3.3	1,229 100
合計 (I + II)		653 19.8	409 12.4	934 28.4	351 10.7	538 16.3	82 2.5	173 5.3	30 0.9	47 1.4	77 2.3	3,294 100

表29は定員規模別事業所数とその構成比を示したものである。

前年度と比較すると、定員30人以下の事業所は32.2%（1,062か所）と1.7ポイント増加した。一方、31～50人の事業所は0.3ポイント減少し39.0%（1,285か所）、51～100人の事業所も1.3ポイント減少し26.4%（870か所）、101人以上の事業所も0.1ポイント減少し2.3%（77か所）であった。

日中系事業（単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む）では31～40人の階層の構成比が最も高く29.4%（880か所）、次いで20人以下の階層19.2%（575か所）、51～60人の階層17.6%（525か所）、41～50人の階層10.6%（317か所）、21～30人の階層9.9%（296か所）の順であった。

日中系事業の単独型事業所を種別毎に見ると、生活介護は、日中系事業全体と同じく31～40人の階層が26.1%と最も高く、次いで51～60人の階層で19.5%となっており、今回の報酬改定前の報酬の区切りとなる階層が依然として高くなっていることがわかる。一方、就労移行支援や就労継続支援A型では20人以下の階層が大半（100%，77.8%）を占めていた。

なお、居住の場である施設入所支援においては、31～40人の階層が28.9%（355か所）と最も高く、次いで41～50人の階層が24.3%（299か所）となっており、この2階層で53.2%と約半数を占めていた。また、51～100人では30.6%（376か所）となっており、101人以上も3.3%（41か所）であった。

表30 定員と現在員

施設種別	定員	現在員（措置・契約）			令和6年度 充足率(A)	令和5年度 充足率(B)	(A) - (B) 充足率増減
		男	女	計			
児童福祉法	障害児入所施設	5,387	2,742	1,203	3,945	73.2	70.3
	児童発達支援センター	4,888	4,914	1,657	6,571	134.4	133.8
	計(Ⅰ)	10,275	7,656	2,860	10,516	102.3	99.2
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護					
	生活介護	106,100	65,104	41,120	106,224	100.1	100.4
	自立訓練	1,253	530	290	820	65.4	64.8
	就労移行支援	1,711	642	352	994	58.1	58.0
	就労継続支援A型	1,081	721	314	1,035	95.7	90.7
	就労継続支援B型	27,773	18,133	10,425	28,558	102.8	103.7
	計(Ⅱ)	137,918	85,130	52,501	137,631	99.8	100.1
	うち施設入所支援	66,367	37,961	24,909	62,870	94.7	95.0
	合計(Ⅰ+Ⅱ)	148,193	92,786	55,361	148,147	100.0	100.1

表30は定員に対する現在員の割合（充足率）を示したものである。全体で見ると、前年度（100.1%）より0.1ポイント減少し100.0%であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所施設は73.2%と前年度（70.3%）から2.9ポイント増加した。児童発達支援センターについては134.4%（前年度133.8%，前々年度130.9%）で、年々増加傾向である。

成人の日中系事業全体で見ると、充足率は99.8%（前年度100.1%）であった。事業種別毎に見ると、生活介護100.1%，自立訓練65.4%，就労移行支援58.1%，就労継続支援A型95.7%，就労継続支援B型102.8%と事業によって充足率にはばらつきがあることがわかる。特に、利用期限に定めのある自立訓練、就労移行支援は低率であった。

なお、施設入所支援の充足率は94.7%（前年度95.0%，前々年度95.7%）で、年々減少傾向である。

2. 年齢別施設利用者数

表31は年齢別利用者数を事業種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず全体で見ると、利用者の最も多い年齢階層は50～59歳の階層で、次いで40～49歳、30～39歳、20～29歳の順になっており、この4階層だけで71.1%を占めている。

また、知的障害関係事業所の利用者の中に60歳以上の占める割合は、毎年僅かずつ高くなっている。今年は19.7%と前年度19.4%に比して0.3ポイント増加していた。利用者の年齢構成においても徐々に高齢化が広がってきていているといえる。なお、今年の65歳以上の高齢利用者は全体で19,333人であるが、そのうち74.0%（14,310人）は施設入所支援に在籍している。

全体の男女差を見ると、男性が62.6%を占め、例年通りの比率であった。これを年齢階層別に見ると、60歳以上で男性52.3%，女性47.7%のほぼ半々である。18～60歳未満では男性が64.4%で、18歳未満の児童期では男児が72.9%となり、年齢が下がるほど男性の占める割合が高くなっている。このような男女の構成比は知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表31 年齢別施設利用者数

(人)

	年齢	0~2	3~5	6~11	12~14	15~17	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80以上	不明	計	
児童福祉法	入所施設障害児	男女	5 1	92 42	761 298	777 316	988 487	113 49	1								5 10	2,742 1,203	
		計	6	134	1,059	1,093	1,475	162	1	0	0	0	0	0	0	0	15	3,945	
		うち措置児・者	5	115	740	709	918	97	0								-	2,584	
	支援児童発達センター	男女	257 117	4,379 1,461	256 71	20 8	2											4,914 1,657	
		計	374	5,840	327	0	28	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,571	
		うち措置児・者	2	13	1		2	0									-	18	
(I)	計	男女	262 118	4,471 1,503	1,017 369	777 316	1,008 495	115 49	1								5 10	7,656 2,860	
		計	380	5,974	1,386	1,093	1,503	164	1	0	0	0	0	0	0	0	15	10,516	
		うち措置児・者	7	128	741	709	920	97	0	0	0	0	0	0	0	0	-	2,602	
																		0 0	
(II)	療養介護	男女																0 0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	生活介護	男女				25 8	1,137 626	9,730 4,660	11,877 6,161	14,443 8,085	15,218 9,123	4,337 3,665	3,191 3,072	2,681 2,731	1,488 1,636	977 1,353		65,104 41,120	
		計	0	0	0	0	33	1,763	14,390	18,038	22,528	24,341	8,002	6,263	5,412	3,124	2,330	0	106,224
	自立訓練	男女				8 4	229 113	171 91	37 31	30 15	39 27	9 5	6 2	1 1				530 290	
		計	0	0	0	0	12	342	262	68	45	66	14	8	2	1	0	0	820
	障害者総合支援法	就労移行	男女			1 1	170 88	288 169	84 40	61 36	34 17	4 1						642 352	
		計	0	0	0	0	2	258	457	124	97	51	5	0	0	0	0	994	
	就労継続A型	男女				18 11	135 71	170 80	183 74	145 55	50 19	17 2	3 2					721 314	
		計	0	0	0	0	0	29	206	250	257	200	69	19	5	0	0	1,035	
	就労継続B型	男女				3 4	476 255	4,004 2,083	4,122 2,302	3,818 2,341	3,230 2,030	1,113 608	692 433	475 259	160 89	40 21		18,133 10,425	
		計	0	0	0	0	7	731	6,087	6,424	6,159	5,260	1,721	1,125	734	249	61	0	28,558
	計(II)	男女				37 17	2,030 1,093	14,328 7,074	16,290 8,614	18,535 10,551	18,666 11,252	5,513 4,298	3,906 3,509	3,160 2,993	1,648 1,726	1,017 1,374	0	85,130 52,501	
		計	0	0	0	0	54	3,123	21,402	24,904	29,086	29,918	9,811	7,415	6,153	3,374	2,391	0	137,631
	うち施設人所支援	男女				16 6	252 111	2,753 1,191	4,921 2,279	8,657 4,463	11,116 6,504	3,375 2,916	2,620 2,535	2,142 2,264	1,252 1,429	857 1,211		37,961 24,909	
		計	0	0	0	0	22	363	3,944	7,200	13,120	17,620	6,291	5,155	4,406	2,681	2,068	0	62,870
(I + II)	合計(I + II)	男女	262 118	4,471 1,503	1,017 369	777 316	1,045 512	2,145 1,142	14,329 7,074	16,290 8,614	18,535 10,551	18,666 11,252	5,513 4,298	3,906 3,509	3,160 2,993	1,648 1,726	1,017 1,374	5	92,786 55,361
		計	380	5,974	1,386	1,093	1,557	3,287	21,403	24,904	29,086	29,918	9,811	7,415	6,153	3,374	2,391	15	148,147

(1) 児童福祉法事業

①障害児入所施設

利用者（児）総数3,945人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は95.5%（3,767人）であった。30歳以上の利用者は0となり、この事業種別が長らく抱えてきた「過齢児」問題は、令和6年3月の児童福祉法におけるいわゆるみなし規定終了（令和6年3月末）により大きく改善したといえよう。なお、この事業種別において利用者が最も多いのは15~17歳の階層の37.4%で、次いで12~14歳の階層27.7%， 6~11歳の階層26.8%と続いている。

②児童発達支援センター

この事業種別の利用児6,571人は、6歳未満の幼児が94.6%と非常に高い割合を占めている。幼児の「早期療育施設」としての、この事業種別の役割が確立していることの表れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は0.5%（30人）であった。

また、毎年度6～11歳の階層に1割に満たない程度（5.0%）の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

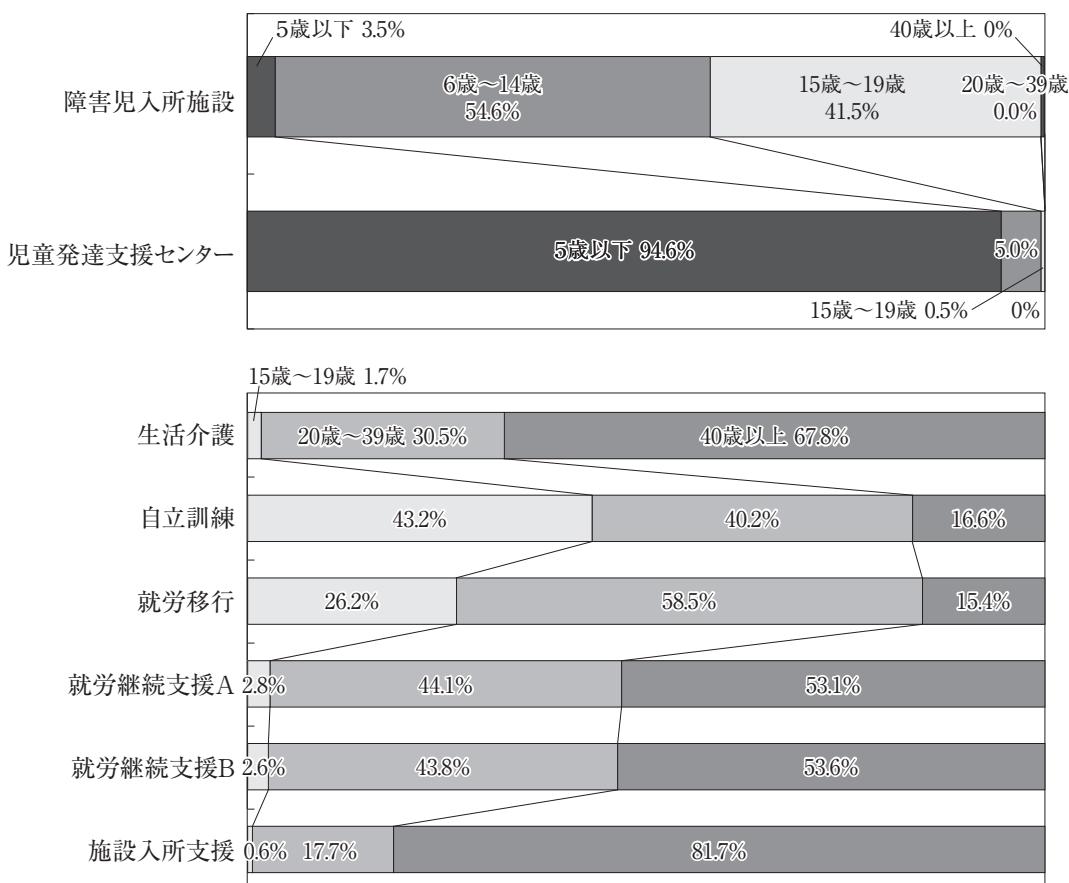
（2）障害者総合支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者においては、40～49歳は20.9%，50～59歳は28.0%とこの2つの年齢階層が突出して高く、この2階層で48.9%と全体の約半数を占めている。

一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で23.4%，30～39歳の階層で23.7%，40～49歳の階層で21.4%となっており、この3階層だけで68.4%を占める。また、この階層の男女差を見ると、男性が64.2%を占めており、さらに年齢階層別で見ると、年齢が下がるほど男性の占める割合が高くなる傾向が見られる。

事業種別で見ると、介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各事業種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行支援を見ると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では73.7%，就労移行支援では71.9%を占めている。

図1 施設利用者年齢別構成



3. 施設・事業在籍年数

表32は事業種別毎に利用者(児)の在籍年数を示したものであり、表33はその構成比を示すものである。

表32 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数		0.5年末満	0.5~1年	1~2年	2~3年	3~5年	5~10年	10~15年	15~20年	20~30年	30~40年	40年以上	不明	計	
児童	障害児入所施設	男	311	229	403	385	527	700	177	10				2,742	
		女	113	105	178	171	248	300	87	1				1,203	
		計	424	334	581	556	775	1,000	264	11	0	0	0	3,945	
福祉法	児童発達支援センター	男	1,462	604	1,506	875	209	3						255	
		女	534	195	502	323	70	2						31	
		計	1,996	799	2,008	1,198	279	5	0	0	0	0	0	286	
(I)	計 (I)	男	1,773	833	1,909	1,260	736	703	177	10				255	
		女	647	300	680	494	318	302	87	1				31	
		計	2,420	1,133	2,589	1,754	1,054	1,005	264	11	0	0	0	286	
障害者総合支援法	日中系(単独・多機能能含む)	療養介護	男											0	
			女											0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	就労移行	生活介護	男	1,481	1,247	2,617	2,410	4,352	9,990	12,359	29,595			1,053	
			女	928	874	1,739	1,509	2,769	6,052	7,665	18,975			609	
		計	2,409	2,121	4,356	3,919	7,121	16,042	20,024	48,570	0	0	0	1,662	
	自立訓練	自立訓練	男	145	84	223	44	8	4	5	2			15	
			女	82	41	106	47	4	2	1	2			5	
		計	227	125	329	91	12	6	6	4	0	0	0	20	
	就労継続A型	就労継続A型	男	224	121	202	61	11	6	1	1			15	
			女	96	70	125	36	11	3	1	1			9	
		計	320	191	327	97	22	9	2	2	0	0	0	24	
	就労継続B型	就労継続B型	男	28	10	68	27	58	152	149	196			33	
			女	15	5	23	17	33	70	59	69			23	
		計	43	15	91	44	91	222	208	265	0	0	0	56	
	(II)	計 (II)	男	537	395	972	834	1,694	4,069	4,596	4,760			276	
			女	330	255	586	496	959	2,119	2,618	2,847			215	
		計	867	650	1,558	1,330	2,653	6,188	7,214	7,607	0	0	0	491	
	うち施設入所支援	男	2,415	1,857	4,082	3,376	6,123	14,221	17,110	34,554				1,392	
			女	1,451	1,245	2,579	2,105	3,776	8,246	10,344	21,894			861	
		計	3,866	3,102	6,661	5,481	9,899	22,467	27,454	56,448	0	0	0	2,253	
	合計 (I + II)	男	620	678	1,306	1,075	1,898	4,532	5,145	4,497	8,116	5,945	3,801	348	
			女	383	446	906	751	1,334	2,937	3,266	2,816	4,639	3,750	3,473	
		計	1,003	1,124	2,212	1,826	3,232	7,469	8,411	7,313	12,755	9,695	7,274	556	
		男	4,188	2,690	5,991	4,636	6,859	14,924	17,287	34,564				1,647	
			女	2,098	1,545	3,259	2,599	4,094	8,548	10,431	21,895				892
		計	6,286	4,235	9,250	7,235	10,953	23,472	27,718	56,459	0	0	0	2,539	
														148,147	

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設在籍年数別構成

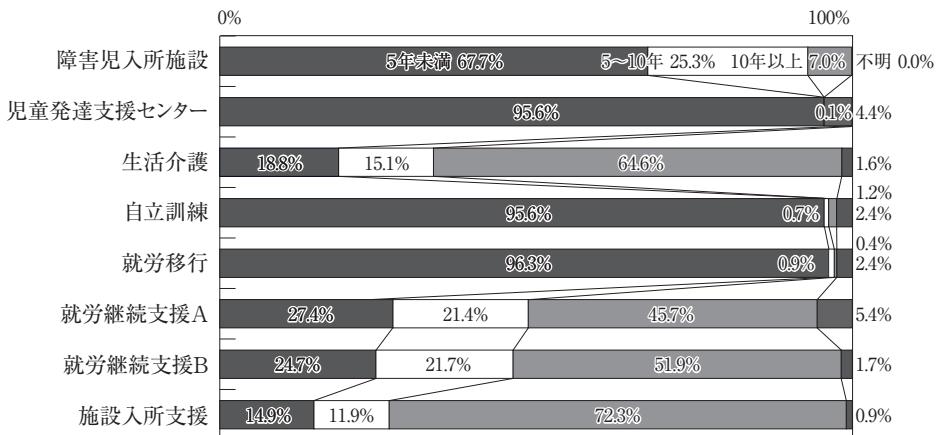


表33 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		0.5年未満	0.5~1年	1~2年	2~3年	3~5年	5~10年	10~15年	15~20年	20~30年	30~40年	40年以上	不明	計
児童	障害児入所施設	10.7	8.5	14.7	14.1	19.6	25.3	6.7	0.3					100
	児童発達支援センター	30.4	12.2	30.6	18.2	4.2	0.1						4.4	100
	計 (I)	23.0	10.8	24.6	16.7	10.0	9.6	2.5	0.1				2.7	100
障害者総合支援法	単独													
	療養介護													
	生活介護	2.3	2.0	4.1	3.7	6.7	15.1	18.9	45.7				1.6	100
	自立訓練	27.7	15.2	40.1	11.1	1.5	0.7	0.7	0.5				2.4	100
	就労移行	32.2	19.2	32.9	9.8	2.2	0.9	0.2	0.2				2.4	100
	就労継続A型	4.2	1.4	8.8	4.3	8.8	21.4	20.1	25.6				5.4	100
	就労継続B型	3.0	2.3	5.5	4.7	9.3	21.7	25.3	26.6				1.7	100
	計 (II)	2.8	2.3	4.8	4.0	7.2	16.3	19.9	41.0				1.6	100
	うち施設入所支援	1.6	1.8	3.5	2.9	5.1	11.9	13.4	11.6	20.3	15.4	11.6	0.9	100
合計 (I + II)		4.2	2.9	6.2	4.9	7.4	15.8	18.7	38.1	0.0	0.0	0.0	1.7	100

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者の占める割合は93.0%（3,670人）であり、20年以上の長期在籍者は0となった。長期滞在者がいなくなったことは、前述の通り令和6年3月のみなし規定終了による影響と推察される。

他方、児童発達支援センターにおいては在籍期間1年未満の在籍児が42.5%で、この事業種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の新入所児であることを示している。また、3年未満の在籍児を見ると91.3%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることがわかる。

障害者総合支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数62,870人のうち、在籍期間10年未満の利用者は26.8%（16,866人）である一方、10年以上の利用者は45,448人72.3%（前年度72.1%，前々年度73.7%）、また、20年以上の在籍者は29,724人47.3%（前年度47.1%，前々年度47.8%）と10年以上在籍者の半数以上（65.4%）を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この事業種別に高齢者が多いことの理由ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において20年以下となっている。しかし、日中系事業6事業の中で利用期限が原則2年（特例3年）となっている自立訓練（生活訓練）と就労移行支援に在籍年数3年以上の利用者が、それぞれ1割未満の3.4%（28人）と3.5%（35人）となっているのでさらなる追跡調査が必要であろう。

4. 障害支援区分等の状況

表34は障害支援区分の割合を示した表である。

表34 障害支援区分

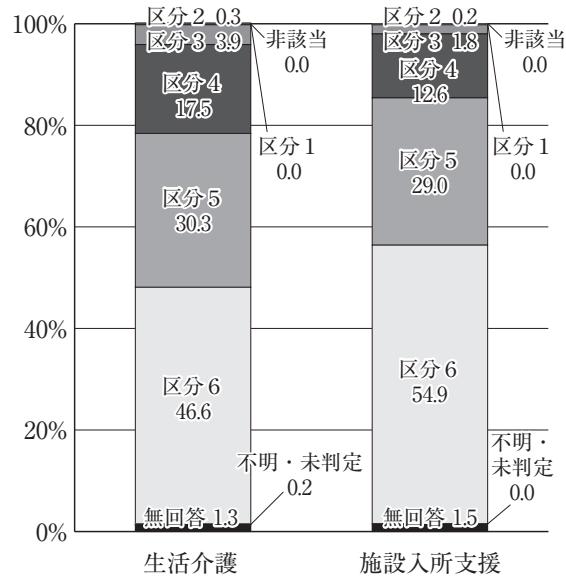
(人・下段は%)

	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当	8 0.0	3 0.0
区分1	7 0.0	13 0.0
区分2	332 0.3	116 0.2
区分3	4,103 3.9	1,143 1.8
区分4	18,623 17.5	7,919 12.6
区分5	32,138 30.3	18,209 29.0
区分6	49,468 46.6	34,511 54.9
不明・未判定	186 0.2	5 0.0
無回答	1,359 1.3	951 1.5
計	106,224 100	62,870 100
平均障害支援区分	5.2	5.4

※多機能型「生活介護」を含む

※平均障害支援区分の算出には非該当及び不明・未判定、無回答は含まず

図3 障害支援区分



施設入所支援の利用者数は62,870人（前年度63,290人）で、そのうち支援度が高いとされる区分6が54.9%（前年度53.7%）、区分5が29.0%（前年度29.2%）であり、区分5～6の合計が全体の83.9%（前年度82.9%，前々年度82.0%）となっている。

生活介護の利用者数は106,224人（前年度104,868人）で、区分6が46.6%（前年度44.9%）、区分5が30.3%（前年度30.0%）であり、区分5～6の割合は76.8%（前年度74.9%，前々年度74.5%）となっている。

区分5～6の合計割合は施設入所支援、生活介護ともに年々増加しており、平均障害支援区分も上昇傾向にある。

5. 療育手帳程度別在所者数

表35は、事業所を利用する者の療育手帳の程度を事業種別毎に示したものである。児童発達支援センターを利用する者の手帳不所持・不明の割合は54.1%と高く、他の事業に比べて突出している。児童発達支援センターにおいては、利用する児童の状況が発達の遅れだけでなく発達障害疑いなどを含むことや、保護者の認識が多様であること等から療育手帳取得件数が少ないことが考えられる。

児童福祉法の障害児入所施設における最重度・重度の割合は36.6%（前年度37.0%）となっている。

また、児童発達支援センターにおける最重度・重度の割合は11.9%（前年度10.6%）となっている。他方、障害者総合支援法の事業における最重度・重度の割合は、前年度調査と比較すると、自立訓練で増加、就労移行と就労継続支援A型で減少し、その他のサービスは前年並みとなっている。各事業における最重度・重度の割合を見ると、生活介護が76.6%，施設入所支援が78.1%と、他の事業と比べて高くなっている。

児童福祉法の障害児入所施設、児童発達支援センターでは中軽度の割合が高い。また、障害者総合支援法の自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型でも、中軽度の割合が高い。

表35 療育手帳の状況

(人・下段は%)

療育手帳	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
最重度・ 重度	1,445 36.6	785 11.9	2,230 21.2		81,336 76.6	55 6.7	52 5.2	39 3.8	8,532 29.9	90,014 65.4	49,095 78.1	92,244 62.3
中軽度	2,155 54.6	1,981 30.1	4,136 39.3		18,065 17.0	593 72.3	703 70.7	790 76.3	16,140 56.5	36,291 26.4	10,966 17.4	40,427 27.3
不所持・ 不明	248 6.3	3,555 54.1	3,803 36.2		3,109 2.9	107 13.0	173 17.4	102 9.9	2,460 8.6	5,951 4.3	1,075 1.7	9,754 6.6
無回答	97 2.5	250 3.8	347 3.3		3,714 3.5	65 7.9	66 6.6	104 10.0	1,426 5.0	5,375 3.9	1,734 2.8	5,722 3.9
計	3,945 100	6,571 100	10,516 100		106,224 100	820 100	994 100	1,035 100	28,558 100	137,631 100	62,870 100	148,147 100

6. 身体障害の状況

表36 身体障害手帳の内訳

(人・下段は%)

△	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
視覚	20 9.6	8 2.9	28 5.7		2,279 11.7	14 19.2	2 5.3	5 6.8	193 8.8	2,493 11.4	1,599 14.2	2,521 11.3
聴覚	42 20.2	42 15.0	84 17.2		1,836 9.4	5 6.8	10 26.3	19 26.0	269 12.3	2,139 9.8	1,298 11.6	2,223 10.0
平衡	3 1.4	1 0.4	4 0.8		393 2.0				18 0.8	411 1.9	249 2.2	415 1.9
音声・言語又は 咀嚼機能	1 0.5	4 1.4	5 1.0		1,888 9.7	2 2.7	1 2.6	1 1.4	101 4.6	1,993 9.1	1,448 12.9	1,998 9.0
肢体不自由	122 58.7	219 78.2	341 69.9		12,515 64.3	39 53.4	20 52.6	32 43.8	1,278 58.2	13,884 63.6	6,464 57.5	14,225 63.7
内部障害	36 17.3	31 11.1	67 13.7		1,719 8.8	9 12.3	4 10.5	8 11.0	344 15.7	2,084 9.5	1,091 9.7	2,151 9.6
手帳所持者実数	208 5.3	280 4.3	488 4.6		19,450 18.3	73 8.9	38 3.8	73 7.1	2,195 7.7	21,829 15.9	11,235 17.9	22,317 15.1
現在員	3,945 100	6,571 100	10,516 100		106,224 100	820 100	994 100	1,035 100	28,558 100	137,631 100	62,870 100	148,147 100

表37 身体障害手帳程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
				7,286	24	8	18	522	7,858	3,218	8,065	
1級	59 28.4	148 52.9	207 42.4		37.5	32.9	21.1	24.7	23.8	36.0	28.6	36.1
2級	47 22.6	72 25.7	119 24.4		5,143 26.4	20 27.4	10 26.3	13 17.8	593 27.0	5,779 26.5	3,163 28.2	5,898 26.4
3級	46 22.1	26 9.3	72 14.8		3,051 15.7	12 16.4	5 13.2	5 6.8	432 19.7	3,505 16.1	2,060 18.3	3,577 16.0
4級	26 12.5	13 4.6	39 8.0		2,083 10.7	10 13.7	8 21.1	22 30.1	277 12.6	2,400 11.0	1,550 13.8	2,439 10.9
5級	9 4.3	4 1.4	13 2.7		1,022 5.3	3 4.1	2 5.3	3 4.1	180 8.2	1,210 5.5	682 6.1	1,223 5.5
6級	21 10.1	14 5.0	35 7.2		865 4.4	4 5.5	4 10.5	3 4.1	191 8.7	1,067 4.9	562 5.0	1,102 4.9
不明・無回答							1	9		10		13
							2.6	12.3		0.0		0.1
計(A)	208 100	280 100	488 100		19,450 100	73 100	38 100	73 100	2,195 100	21,829 100	11,235 100	22,317 100
現在員(B)	3,945	6,571	10,516		106,224	820	994	1,035	28,558	137,631	62,870	148,147
(A) / (B)	5.3	4.3	4.6		18.3	8.9	3.8	7.1	7.7	15.9	17.9	15.1

図4 身体障害者手帳保持者の障害内訳

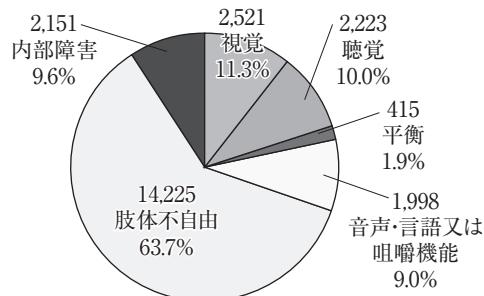


表36は、身体障害者手帳の所持状況及び内容を事業種別毎に整理したものである。

全利用者のうち身体障害者手帳を所持しているのは実数で22,317人、全利用者の15.1%となっている。

経年で見ると、前年度15.2%、前々年度15.6%であり、やや減少傾向である。

手帳所持者の身体障害の内容は、肢体不自由が全体の63.7%と最も多く、事業種別毎に見ても同様に肢体不自由が最も多い。「視覚」「聴覚」「音声・言語又は咀嚼機能」「内部障害」はそれぞれ10%前後、「平衡」は1.9%であり、前年度調査結果とあまり変わっていない。

表37は、身体障害の等級を事業種別毎に示したものである。1級、2級の割合は全体の62.6%であるが、就労移行支援は47.4%，就労継続支援A型は42.5%，就労継続支援B型は50.8%と全体の割合に対し低い水準に留まっている。他方、生活介護では63.9%，自立訓練は60.3%であり、児童発達支援センターは78.6%と高い割合となっている。なお、障害児入所施設は51.0%であった。

全体で、所持者数の上位3位は1級、2級、3級の順となっているが、事業種別毎に差異があり、就労移行支援、就労継続支援B型では2級所持者の割合が高くなっている。また、日中活動事業種別で手帳所持者の割合を見ると、最も多かったのは生活介護の18.3%で、他の日中活動事業種別と比較して高い割合を示している。

7. 精神障害の状況

表38 精神障害の状況

※重複計上 (人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）	1,494 37.9	2,568 39.1	4,062 38.6		19,652 18.5	144 17.6	200 20.1	54 5.2	2,904 10.2	22,954 16.7	11,349 18.1	27,016 18.2
統合失調症	8 0.2		8 0.1		5,818 5.5	32 3.9	36 3.6	37 3.6	1,040 3.6	6,963 5.1	4,931 7.8	6,971 4.7
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	10 0.3		10 0.1		1,797 1.7	20 2.4	23 2.3	27 2.6	336 1.2	2,203 1.6	1,532 2.4	2,213 1.5
てんかん性精神病	29 0.7	9 0.1	38 0.4		3,096 2.9	4 0.5	12 1.2	3 0.3	260 0.9	3,375 2.5	2,412 3.8	3,413 2.3
その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）	35 0.9	44 0.7	79 0.8		1,936 1.8	15 1.8	23 2.3	8 0.8	227 0.8	2,209 1.6	1,640 2.6	2,288 1.5
現在員	3,945 100	6,571 100	10,516 100		106,224 100	820 100	994 100	1,035 100	28,558 100	137,631 100	62,870 100	148,147 100

表39 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	6 10.0	3 25.0	9 12.5		933 42.4	4 3.4	6 3.4	6 5.6	192 12.2	1,141 27.3	657 47.6	1,150 27.1
2級	39 65.0	1 8.3	40 55.6		1,123 51.0	76 65.5	112 62.6	69 64.5	1,094 69.5	2,474 59.3	653 47.4	2,514 59.2
3級	15 25.0	8 66.7	23 31.9		144 6.5	36 31.0	61 34.1	32 29.9	287 18.2	560 13.4	69 5.0	583 13.7
計(A)	60 100	12 100	72 100		2,200 100	116 100	179 100	107 100	1,573 100	4,175 100	1,379 100	4,247 100
現在員(B)	3,945	6,571	10,516		106,224	820	994	1,035	28,558	137,631	62,870	148,147
(A) / (B)	1.5	0.2	0.7		2.1	14.1	18.0	10.3	5.5	3.0	2.2	2.9

表38は、現在員の中で精神障害の診断名がついている利用者の状況を事業種別毎に整理したものである（複数計上あり）。「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」の割合が最も高く、全体で18.2%（27,016人）、「統合失調症」が4.7%（6,971人）、「てんかん性精神病」2.3%（3,413人）、「その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）」1.5%（2,288人）、「気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）」1.5%（2,213人）の順となっている。この順位は平成27年度調査以降変わっていない。

「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」は、児童発達支援センターで39.1%，障害児入所施設では37.9%を占め、全体のなかで突出して高い割合を示しており、この点も、平成26年度調査以降変わっていない。

表39は精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を事業種別と手帳の級別に示したものである。手帳所持者の実数は4,247人、現在員数に対する割合は2.9%であり、前年度と同率であった。身体障害者手帳と比して精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合が著しく低いことは変わっておらず、精神障害があってもすでに療育手帳を所持しており、新たに申請するケースが少ないことが身体障害者手帳所持者よりも所持率が低い理由と考えられる。

各事業の現在員に占める手帳所持者の割合は、自立訓練14.1%（116人）、就労移行支援18.0%（179人）、

就労継続支援A型10.3%（107人）の3事業が他の事業より高くなっている、この傾向も平成26年度調査以降変わっていない。

8. 「てんかん」の状況

表40 「てんかん」の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法					計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型				
「てんかん」として現在服薬中のもの	462 11.7	189 2.9	651 6.2		31,169 29.3	38 4.6	66 6.6	53 5.1	3,099 10.9	34,425 25.0	20,246 32.2	35,076 23.7
現在員	3,945 100	6,571 100	10,516 100		106,224 100	820 100	994 100	1,035 100	28,558 100	137,631 100	62,870 100	148,147 100

表40は、現在員の中で「てんかん」として服薬中の者を事業種別毎に表したものである。現在員の23.7%（35,076人）となっており、約4人に1人が抗てんかん薬を服薬している。事業種別では、生活介護の割合が29.3%と最も高く、次いで障害児入所施設が11.7%、就労継続支援B型が10.9%となっている。また、施設入所支援も32.2%と同様に高く、この傾向は平成26年度調査以降変わっていない。

9. 認知症の状況

表41 認知症の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法					計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型				
医師により認知症と診断されている人数				1,130 1.06	5 0.61	1 0.10			90 0.32	1,226 0.89	902 1.43	1,226 0.83
うちダウントン症の人数				299 26.5					19 21.1	318 25.9	230 25.5	318 25.9
医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数				1,701 1.60	1 0.12				66 0.23	1,768 1.28	1,464 2.33	1,768 1.19
うちダウントン症の人数				452 26.6					29 43.9	481 27.2	336 23.0	481 27.2
現在員	3,945 100	6,571 100	10,516 100		106,224 100	820 100	994 100	1,035 100	28,558 100	137,631 100	62,870 100	148,147 100

うちダウントン症の人数の%は、上段の人数を母数にして算出

表41は、医師により認知症と診断されている人数及び医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数を事業種別毎に表したものである。

医師により認知症と診断されている人数は全体の0.83%（1,226人）であり、前年度の0.72%（1,061人）から増加している。また、その内ダウントン症の割合が25.9%（318人）と高くなっている、ダウントン症は認知症発症に関連すると推測される。事業種別毎で見ると、生活介護が1.06%（1,130人）と最も高く、次いで自立訓練が0.61%（5人）となっていた。また、施設入所支援も1.43%（902人）と高く、認知症と診断されている利用者全体の73.6%を占めている。

医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数は全体の1.19%（1,768人）であり、前年度の1.20%（1,756

人) から微減している。また、前述同様、その内ダウン症の割合が27.2% (481人) と高い数値を示していた。事業種別としては生活介護が1.60% (1,701人) で最も高く、次いで就労継続支援B型が0.23% (66人)、自立訓練で0.12% (1人) となっており、就労移行支援、就労継続支援A型には対象者はいなかった。なお、認知症を疑う利用者の82.8% (1,464人) は施設入所支援利用者となっていた。

10. 触法障害者の状況

表42 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数

	児童福祉法 障害児 入所施設	児童発達支 援センター	計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)	当該設問 の回答 施設数	うち施設 入所支援
				療養 介護	生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継 続A型	就労継 続B型					
矯正施設				95 59.0	10 83.3		4 50.0	93 84.5	202 69.2	62 53.0	202 66.2	151 65.7	44 62.9	
うち3年 以内				9 9.5	5 50.0		2 50.0	33 35.5	49 24.3	15 24.2	49 24.3	37 24.5	8 18.2	
更生保護 施設				9 5.6			1 12.5	10 9.1	20 6.8	6 5.1	20 6.6	16 7.0	4 5.7	
うち3年 以内				1 11.1			1 100	8 80.0	10 50.0	3 50.0	10 50.0	8 50.0	1 25.0	
指定入院 医療機関	13 100		13 100	57 35.4	2 16.7	1 100	3 37.5	7 6.4	70 24.0	49 41.9	83 27.2	63 27.4	22 31.4	
うち3年 以内	7 53.8		7 53.8	26 45.6	2 100		2 66.7	5 71.4	35 50.0	23 46.9	42 50.6	46 73.0	16 72.7	
計(A)	13 100		13 100	161 100	12 100	1 100	8 100	110 100	292 100	117 100	305 100	230 100	70 100	
うち3年 以内	7 53.8		7 53.8	36 22.4	7 58.3		5 62.5	46 41.8	94 32.2	41 35.0	101 33.1	91 39.6	25 35.7	
現在員 (B)	3,945	6,571	10,516		106,224	820	994	1,035	28,558	137,631	62,870	148,147	3,294	3,294は本 調査全体 の回答施 設数
(A)/(B)	0.33		0.12		0.15	1.46	0.10	0.77	0.39	0.21	0.19	0.21	6.98	

矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす

うち3年以内の人数の%は、上段の人数を母数にして算出

表42は、現在員の中で、矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退院・退所した利用者数を示したものである。利用者数は305人（前年度283人）で、全利用者の0.21%であり、前年度の0.19%と比べて0.02ポイント増加した。また、事業箇所数は230か所で全事業所の6.98%であり、前年度の7.17%と比べて0.19ポイント減少した。

障害者総合支援法に基づく事業種別毎に見ると、自立訓練での受け入れが1.46% (12人) と最も高く、前年度の0.54% (4人) と比べて0.92ポイント増加した。次いで、就労継続支援A型0.77% (8人)、就労継続支援B型0.39% (110人) の順であった。また、施設入所支援での受け入れについては0.19% 117人（前年度0.18% 113人）と前年度とほぼ同率に留まっていた。地域生活移行個別支援特別加算の対象となりうる利用3年以内の人は、就労継続A型で62.5% (8人中5人)、自立訓練で58.3% (12人中7人)、就労継続支援B型で41.8% (110人中46人)、施設入所支援で35.0% (117人中41人) であった。

矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関別に見ると、全体では「矯正施設」の割合が66.2% (202人) と最も高く、次いで「指定入院医療機関」27.2% (83人)、「更生保護施設」6.6% (20人) の順であったが、障害児入所施設においては「指定入院医療機関」の退院者のみ受け入れがあった。

表43 地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数
(下段は%)

	自立訓練 (宿泊型)	施設入所 支援	計
人数	2 0.70	8 0.01	10 0.02
該当事業種別の現在員	287	62,870	63,157
対象者のいる施設数	2 10.53	7 0.57	9 0.72
該当事業種別の施設数	19	1,229	1,248

※地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者10人は、該当事業種別の現在員63,157人の0.02%にあたる。

※左記利用者のいる9施設は、該当事業種別の施設数1,248施設の0.72%にあたる。

表43は、施設入所支援及び自立訓練（宿泊型）において、地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数を示したものである。加算の対象者は10人（前年度11人）で該当事業種別の現在員の0.02%であり、前年度と同率であった。対象者のいる施設は9か所で、該当事業種別の施設数の0.72%（前年度0.65%）であった。なお、自立訓練（宿泊型）では10.53%（前年度6.25%）の事業所（19か所中2か所）が加算を受けていた。

また、地域生活移行個別支援特別加算の対象となり得る利用3年以内の人（表42）のうち、自立訓練では28.6%（7人中2人）、施設入所支援では19.5%（41人中8人）が加算を受けていた。したがって、利用3年以内の人のうち、79.2%の人が、何らかの理由で加算を受けていない。

11. 支援度

支援度は、表44〈支援度の指標〉をもとに、「常時全ての面で支援が必要」とする1級から、「ほとんど支援の必要がない」とする5級まで、支援の必要な度合いを1級刻みの5段階で評価したもので、表45-1～表45-3は日常生活面、行動面、保健面の3つの側面について、それぞれに支援度を集計したものである。

表44 <支援度の指標>

支援の程度 項目	1級 常時全ての面で支 援が必要	2級 常時多くの面で支 援が必要	3級 時々又は一時的に あるいは一部支援 が必要	4級 点検、注意又は配 慮が必要	5級 ほとんど支援の必 要がない
日常生活面	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりする必要がある。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険がある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神性変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。

表45-1 支援度－日常生活面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	388	329	717		22,648		1	6	181	22,836	15,252	23,553
	9.8	5.0	6.8		21.3		0.1	0.6	0.6	16.6	24.3	15.9
2級	874	1,604	2,478		34,026	42	25	25	1,435	35,553	21,616	38,031
	22.2	24.4	23.6		32.0	5.1	2.5	2.4	5.0	25.8	34.4	25.7
3級	1,111	1,879	2,990		30,662	222	126	178	6,677	37,865	17,850	40,855
	28.2	28.6	28.4		28.9	27.1	12.7	17.2	23.4	27.5	28.4	27.6
4級	1,007	1,288	2,295		13,538	354	380	339	10,369	24,980	6,432	27,275
	25.5	19.6	21.8		12.7	43.2	38.2	32.8	36.3	18.1	10.2	18.4
5級	434	729	1,163		2,728	202	436	453	8,214	12,033	938	13,196
	11.0	11.1	11.1		2.6	24.6	43.9	43.8	28.8	8.7	1.5	8.9
不明	131	742	873		2,622		26	34	1,682	4,364	782	5,237
	3.3	11.3	8.3		2.5		2.6	3.3	5.9	3.2	1.2	3.5
計	3,945	6,571	10,516		106,224	820	994	1,035	28,558	137,631	62,870	148,147
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表45-2 支援度－行動面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
1級	366	503	869		19,449	6	4	3	214	19,676	12,941	20,545
	9.3	7.7	8.3		18.3	0.7	0.4	0.3	0.7	14.3	20.6	13.9
2級	969	1,736	2,705		30,741	40	19	9	1,824	32,633	19,528	35,338
	24.6	26.4	25.7		28.9	4.9	1.9	0.9	6.4	23.7	31.1	23.9
3級	1,444	1,946	3,390		33,544	277	215	246	7,956	42,238	20,344	45,628
	36.6	29.6	32.2		31.6	33.8	21.6	23.8	27.9	30.7	32.4	30.8
4級	751	1,130	1,881		15,000	280	383	309	8,845	24,817	7,782	26,698
	19.0	17.2	17.9		14.1	34.1	38.5	29.9	31.0	18.0	12.4	18.0
5級	283	491	774		4,871	217	346	432	8,018	13,884	1,545	14,658
	7.2	7.5	7.4		4.6	26.5	34.8	41.7	28.1	10.1	2.5	9.9
不明	132	765	897		2,619		27	36	1,701	4,383	730	5,280
	3.3	11.6	8.5		2.5		2.7	3.5	6.0	3.2	1.2	3.6
計	3,945	6,571	10,516		106,224	820	994	1,035	28,558	137,631	62,870	148,147
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表45-3 支援度－保健面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(I+II)	
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型				
1級	50	59	109		6,236					68	6,304	4,376	6,413
	1.3	0.9	1.0		5.9					0.2	4.6	7.0	4.3
2級	203	176	379		17,287	7	7	7	617	17,925	12,280	18,304	
	5.1	2.7	3.6		16.3	0.9	0.7	0.7	2.2	13.0	19.5	12.4	
3級	661	259	920		35,036	74	45	61	3,766	38,982	22,832	39,902	
	16.8	3.9	8.7		33.0	9.0	4.5	5.9	13.2	28.3	36.3	26.9	
4級	1,886	666	2,552		36,484	444	366	394	10,463	48,151	20,684	50,703	
	47.8	10.1	24.3		34.3	54.1	36.8	38.1	36.6	35.0	32.9	34.2	
5級	862	4,567	5,429		8,103	295	547	537	11,945	21,427	1,747	26,856	
	21.9	69.5	51.6		7.6	36.0	55.0	51.9	41.8	15.6	2.8	18.1	
不明	283	844	1,127		3,078		29	36	1,699	4,842	951	5,969	
	7.2	12.8	10.7		2.9		2.9	3.5	5.9	3.5	1.5	4.0	
計	3,945	6,571	10,516		106,224	820	994	1,035	28,558	137,631	62,870	148,147	
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100	

児童福祉法における障害児入所施設・児童発達支援センターの場合、日常生活面は1, 2, 3級を合わせると58.8%、行動面についても同級合計が66.2%となり、支援度が高いことがわかる。また保健面については、障害児入所施設では4級の割合が47.8%と最も高く、比較的支援度は低いものの、服薬等に対する配慮が必要な児童が多いことがわかる。児童発達支援センターでは5級の割合が69.5%と最も高くなっている。これらの傾向は例年と比べ変化は見られない。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の支援度に

顕著な相違が見られた。

日常生活面を見ると、生活介護が1, 2, 3級の合計が全体の8割を超え支援度の高さが顕著であるのに対して、その他の事業においては4, 5級の合計が全体の約6割から8割を占めていた。

また施設入所支援では、支援度の高い1, 2級の割合が他の事業に比して、日常生活面、行動面、保健面ともに高い割合となっていた。

12. 医療的ケアの実施状況

表46は事業所内における医療的ケアの実施状況を示したものであり、全体の3.32%（延べ4,921人）が医療的ケアを必要としている。

児童福祉法における障害児入所施設では、医療的ケアを必要とする割合が0.89%（35人）だった。また、児童発達支援センターでは1.95%（128人）が医療的ケアを必要としていた。その内訳は「経管栄養の注入・水分補給」の割合が最も高く0.67%（44人）、次いで「喀痰吸引」0.43%（28人）となっており、高度な医療的ケアが提供されていることがわかる。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の医療的ケアの実施状況において顕著な相違が見られた。

生活介護においては、「カテーテルの管理」の割合が最も高く0.73%（771人）、次いで「喀痰吸引」0.64%（684人）、「経管栄養の注入・水分補給」0.61%（645人）となっていた。一方、自立訓練においては、糖尿病によるインシュリン療法等の支援が少数（5人）存在しているものの、就労移行支援、就労継続支援A型と共に、医療的ケアはほとんど必要とされていないことがうかがえる。

表46 医療的ケアの実施状況

(上段は延べ人・中段は該当者計の%・下段は事業種別全利用者数の%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型				
点滴の管理 (持続的)				3 0.1 0.00				1 0.7 0.00	4 0.1 0.00	1 0.0 0.00	1 0.0 0.00	4 0.1 0.00	
中心静脈栄養 (ポートも含む)	1 2.9 0.03	1 0.8 0.02	2 1.2 0.02	8 0.2 0.01				1 0.7 0.00	9 0.2 0.01	6 0.2 0.01	11 0.2 0.01	11 0.2 0.01	
ストーマの管理 (人工肛門・人膀胱)	1 2.9 0.03	2 1.6 0.03	3 1.8 0.03	259 5.6 0.24				1 100 0.10	10 7.4 0.04	270 5.7 0.20	206 8.5 0.33	273 5.5 0.18	
酸素療法	2 5.7 0.05	11 8.6 0.17	13 8.0 0.12	153 3.3 0.14					4 3.0 0.01	157 3.3 0.11	47 1.9 0.07	170 3.5 0.11	170 3.5 0.11
吸入	5 14.3 0.13	5 3.9 0.08	10 6.1 0.10	261 5.7 0.25					5 3.7 0.02	266 5.6 0.19	78 3.2 0.12	276 5.6 0.19	276 5.6 0.19
人工呼吸器の管理 (侵襲・非侵襲含む)	1 2.9 0.03	3 2.3 0.05	4 2.5 0.04	83 1.8 0.08					1 0.7 0.00	84 1.8 0.06	3 0.1 0.00	88 1.8 0.06	88 1.8 0.06
気管切開の管理	3 8.6 0.08	15 11.7 0.23	18 11.0 0.17	238 5.2 0.22						238 5.0 0.17	7 0.3 0.01	256 5.2 0.17	256 5.2 0.17
喀痰吸引 (口腔・鼻腔・カニューレ内)	5 14.3 0.13	28 21.9 0.43	33 20.2 0.31	684 14.8 0.64					2 1.5 0.01	686 14.4 0.50	129 5.3 0.21	719 14.6 0.49	719 14.6 0.49
経管栄養の注入・水分補給 (胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養)	7 20.0 0.18	44 34.4 0.67	51 31.3 0.48	645 14.0 0.61					1 0.7 0.00	646 13.6 0.47	82 3.4 0.13	697 14.2 0.47	697 14.2 0.47
インシュリン療法	6 17.1 0.15	2 1.6 0.03	8 4.9 0.08	243 5.3 0.23	5 71.4 0.61	1 50.0 0.10			69 51.1 0.24	318 6.7 0.23	150 6.2 0.24	326 6.6 0.22	326 6.6 0.22
導尿			9 7.0 0.14	9 5.5 0.09	336 7.3 0.32		1 50.0 0.10		26 19.3 0.09	363 7.6 0.26	228 9.4 0.36	372 7.6 0.25	372 7.6 0.25
カテーテルの管理 (コンドーム・留置・膀胱ろう)		4 3.1 0.06	4 2.5 0.04	771 16.7 0.73	1 14.3 0.12				13 9.6 0.05	785 16.5 0.57	681 28.0 1.08	789 16.0 0.53	789 16.0 0.53
摘便	4 11.4 0.10	3 2.3 0.05	7 4.3 0.07	524 11.4 0.49						524 11.0 0.38	477 19.6 0.76	531 10.8 0.36	531 10.8 0.36
じょく瘡の処置		1 0.8 0.02	1 0.6 0.01	386 8.4 0.36	1 14.3 0.12				1 0.7 0.00	388 8.2 0.28	315 13.0 0.50	389 7.9 0.26	389 7.9 0.26
疼痛の管理 (がん末期のペイシコントロール)				19 0.4 0.02					1 0.7 0.00	20 0.4 0.01	18 0.7 0.03	20 0.4 0.01	20 0.4 0.01
計	35 100 0.89	128 100 1.95	163 100 1.55	4,613 100 4.34	7 100 0.85	2 100 0.20	1 100 0.10	135 100 0.47	4,758 100 3.46	2,428 100 3.86	4,921 100 3.32	4,921 100 3.32	
全利用者実数	3,945 100	6,571 100	10,516 100	106,224 100	820 100	994 100	1,035 100	28,558 100	137,631 100	62,870 100	148,147 100		

13. 複数事業利用者の状況

表47は、児童発達支援センター及び日中系事業の利用者で、定期的に複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用している者の状況を調査したものである。

児童発達支援センター及び日中系事業利用者全体の7.8%が、複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用しており、前年度7.3%より0.5ポイント増加している。事業種別毎に見ると、児童発達支援センターで現在員の34.3%（2,255人）で前年度28.5%，前々年度27.7%と増加傾向が続いているおり、3人に1人以上が幼稚園や保育園を併用していることがわかる。

障害者総合支援法に基づく事業においては、全体で6.6%と前年度6.4%より0.2ポイント増加している。また事業種別毎で見ると、生活介護7.5%（前年度7.3%），就労継続支援B型3.6%（前年度3.4%）で前年度とほぼ同率である一方、自立訓練は2.0%（前年度2.8%），就労移行支援は0.7%（前年度1.2%），就労継続支援A型は1.3%（前年度2.9%）と減少している。

表47 複数事業利用者数

児童福祉法(Ⅰ)		障害者総合支援法							合計 (Ⅰ+Ⅱ)	
		日中系（単独・多機能含む）								
		児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型		
複数事業利用人数	人%	2,255 34.3		7,965 7.5	16 2.0	7 0.7	13 1.3	1,025 3.6	9,026 6.6	11,281 7.8
複数利用ありの事業所数		98		1,067	8	6	4	302	1,387	1,485
現在員		6,571	0	106,224	820	994	1,035	28,558	137,631	144,202

14. 日中活動利用者の生活の場の状況

表48は、日中活動利用者の生活の場の状況を示したものである。全体では「施設入所支援」の割合が36.3%と最も高く、次いで「家庭」からの通所者が33.3%と両項目合計で全体の7割近くにのぼった。また「グループホーム・生活寮等」の利用者数の割合は15.9%（前年度15.6%，前々年度15.1%）と年々増加している。なお、「施設入所支援」においては、事業の特性上、生活介護が46.1%と最も高い割合となっていた。

一方、事業種別毎に見ると生活介護以外の4事業においてはすべて「家庭」からの通所者が最も高率であり、就労継続支援の2事業については、グループホーム・生活寮等からの通所割合も高くなっている。

表48 日中活動利用者の生活の場の状況

(人・下段は%)

	障害者総合支援法						計	
	日中系(単独・多機能含む)							
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型		
家庭		27,895 26.3	283 34.5	651 65.5	442 42.7	16,610 58.2	45,881 33.3	
アパート等		431 0.4	11 1.3	27 2.7	64 6.2	1,057 3.7	1,590 1.2	
グループホーム・ 生活寮等		13,179 12.4	47 5.7	114 11.5	390 37.7	8,175 28.6	21,905 15.9	
自立訓練 (宿泊型)		25 0.0	20 2.4	11 1.1	2 0.2	41 0.1	99 0.1	
福祉ホーム		278 0.3	1 0.1	1 0.1	4 0.4	98 0.3	382 0.3	
施設入所支援		48,940 46.1	120 14.6	72 7.2	1 0.1	794 2.8	49,927 36.3	
その他		530 0.5		1 0.1	25 2.4	93 0.3	649 0.5	
不明・無回答		14,946 14.1	338 41.2	117 11.8	107 10.3	1,690 5.9	17,198 12.5	
計		106,224 100	820 100	994 100	1,035 100	28,558 100	137,631 100	

15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表49は、施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものであるが、突出して高いのは「同一法人敷地内で活動」の88.3%であった。同項目では概ね90%前後の高い割合が続いている、大きな変化は見られない。

表49 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	%
同一法人敷地内で活動	55,503	88.3
同一法人で別の場所(敷地外)で活動	2,455	3.9
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	409	0.7
その他の日中活動事業所等で活動	240	0.4
不明・無回答	4,263	6.8
計	62,870	100

16. 地域移行の意向確認のための見学等の実施状況

表50は、地域移行の意思確認のための見学等の実施状況を示したものである。令和6年4月から6月までの3か月間の中で、施設入所支援で行った地域移行のための見学や体験の実施件数は1,142件であった。

表50 地域移行の意向確認のための見学や体験の実施状況

(件)

施設入所支援	1,142
--------	-------

17. 成年後見制度の利用状況

表51は、成年後見制度の利用状況を示したものである。成年後見制度を利用しているのは全体の11.7%（17,377人）で前年度11.5%，前々年度10.8%と割合は増加傾向にあり、制度利用が進んでいることがうかがえる。事業種別毎に見ると、施設入所支援での利用の割合が最も高く22.3%，次いで生活介護15.1%，就労継続支援B型4.5%の順であった。また、成年後見制度の類型毎に見ると「後見」の割合が最も高く93.1%，次いで「保佐」6.2%，「補助」0.7%の順であった。障害児入所施設では、ほとんど(95.5%)が「後見」であった。

表51 成年後見制度の利用状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
後見	21 95.5		21 95.5		15,237 95.1	14 58.3	6 60.0	13 39.4	884 69.4	16,154 93.1	13,490 96.2	16,175 93.1
保佐	1 4.5		1 4.5		717 4.5	8 33.3	4 40.0	16 48.5	336 26.4	1,081 6.2	499 3.6	1,082 6.2
補助					61 0.4	2 8.3		4 12.1	53 4.2	120 0.7	37 0.3	120 0.7
計(A)	22 100		22 100		16,015 100	24 100	10 100	33 100	1,273 100	17,355 100	14,026 100	17,377 100
現在員(B)	3,945	6,571	10,516		106,224	820	994	1,035	28,558	137,631	62,870	148,147
(A) / (B)	0.6		0.2		15.1	2.9	1.0	3.2	4.5	12.6	22.3	11.7

18. 入退所の状況

表52は、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間）における新規利用者総数と新規利用率（入所率）を示したものである。1年間の新規利用者数（入所者数）は全体で9,723人、新規利用率（入所率）は6.6%であり、前年度6.4%と比べて0.2ポイント増加した。

事業種別毎に見ると、児童発達支援センターはその特性から50.5%と他事業に比して高く、利用期限のない生活介護3.8%，就労継続支援A型6.0%，就労継続支援B型5.4%は、利用が有期限である自立訓練31.8%，就労移行支援31.9%と比べると割合が低かった。居住の場を見ると障害児入所施設は13.1%，施設入所支援は3.3%であり、障害児入所施設の割合が高かった。

表53は、令和5年度における退所者総数と退所率を示したものである。1年間の退所者数は全体で9,570人、退所率は6.1%であったが、前年度5.9%と比べて0.2ポイント増加した。事業種別毎に見ると、就労移行支援の退所率が35.8%と最も高く、次いで、自立訓練31.6%，児童発達支援センター 24.8%の順であった。生活介護3.7%と施設入所支援4.1%は、他事業に比して割合が低かった。

ただし、施設入所支援における新規入所者総数は前年度3.1%（2,054人）、前々年度2.8%（1,797人）と増加傾向にあり、退所者総数も前年度3.9%（2,576人）、前々年度3.3%（2,085人）と増加傾向にある。このことから入所者の高齢化や地域移行の促進などにより、入退所が活発になっていることがうかがえる。

表52 新規利用者総数と新規利用率（入所率）

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法					計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型				
入所者総数(人)	705	2,469	3,174		4,030	398	546	65	1,510	6,549	2,198	9,723
入所率(%)	13.1	50.5	30.9		3.8	31.8	31.9	6.0	5.4	4.7	3.3	6.6

※新規利用率（入所率）＝新規利用者総数／定員×100

表53 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法					計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型				
退所者総数(人)	699	2,163	2,862		4,138	378	555	63	1,574	6,708	2,677	9,570
退所率(%)	15.1	24.8	21.4		3.7	31.6	35.8	5.7	5.2	4.6	4.1	6.1

※退所率＝退所者数／（現員+退所者数）×100

(1) 入所前の状況

表54は、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間）における新規利用者の入所前（利用前）の生活の場を示したものである。全体では「家庭」の割合が73.9%と最も高く、前年度の74.8%と比べ0.9ポイント減少した。次いで「グループホーム・生活寮等」9.5%、「施設入所支援」5.4%の順であった。

児童発達支援センターも含めた日中活動事業では、どの種別においても「家庭」の割合が最も高く、児童発達支援センターでは99.4%が「家庭」であった。就労移行支援や就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護では「家庭」に次いで「グループホーム・生活寮等」が、自立訓練では「家庭」に次いで「グループホーム・生活寮等」と「児童養護施設」が同率で高い割合であった。入所系事業で見ると、障害児入所施設では「家庭」71.3%に次いで「児童養護施設」9.1%が、施設入所支援では「家庭」48.3%に次いで同じ事業種別である「施設入所支援」15.4%が高い割合であった。

表54 入所前の状況 一生活の場ー

(%)

入所前の生活の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法					計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児 入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭(親・きょううだいと同居)	71.3	99.4	93.2		60.8	66.8	77.8	55.4	69.4	64.5	48.3	73.9
2. アパート等 (主に単身)					0.9	1.0	3.5	13.8	5.3	2.3	0.9	1.5
3. グループホーム・生活寮等					14.9	8.8	9.9	18.5	15.0	14.2	14.5	9.5
4. 社員寮・住み込み等					0.1		0.2	1.5	0.2	0.1	0.1	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎					0.0				0.4	0.1		0.1
6. 特別支援学校寄宿舎	0.3		0.1		0.6	1.5	0.9	7.7	0.7	0.8	1.0	0.6
7. 障害児入所施設 (福祉型医療型)	5.5	0.1	1.3		3.3	4.0	0.5	1.5	1.1	2.6	6.7	2.1
8. 児童養護施設	9.1	0.3	2.3		0.3	8.8	1.3		0.8	1.0	0.9	1.4
9. 乳児院	4.1	0.2	1.0									0.3
10. 児童自立支援施設	2.4		0.5		0.1	0.3				0.1	0.1	0.2
11. 知的障害者 福祉ホーム					0.1				0.3	0.1	0.1	0.1
12. 救護施設					0.1				0.2	0.1	0.1	0.1
13. 老人福祉・保健施設					0.1				0.2	0.1	0.2	0.1
14. 一般病院・老人病院	0.4		0.1		0.7	1.0			0.2	0.5	0.9	0.4
15. 精神科病院	2.6		0.6		5.0	2.5			1.9	3.7	8.2	2.7
16. 施設入所支援	0.9	0.0	0.2		11.0	2.5	2.9	1.5	2.9	7.9	15.4	5.4
17. 自立訓練 (宿泊型)					0.1	0.5	2.6		0.7	0.5	0.8	0.3
18. 少年院・刑務所等の矯正施設					0.0	1.5			0.5	0.2	0.2	0.2
19. その他・不明	3.0		0.7		1.6	0.8	0.4		0.4	1.2	1.6	1.0
不明	0.4		0.1									
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表55は、1年間の新規利用者の入所前（利用前）の活動の場等を示したものである。全体では「生活介護」の18.4%が最も高く、次いで「特別支援学校（高等部含む）」16.9%であった。事業種別毎に見ると、生活介護では同じ事業種別からの移行が他に比して高い割合であった。同事業種別の他事業所からの新規利用が背景として考えられる。また、自立訓練、就労移行、就労継続支援A型は「一般就労」からの移行が20%前後で他に比して高い割合となっていた。

また「特別支援学校（高等部含む）」からの新規利用は、児童発達支援センターと施設入所支援を除いたどの事業種別においても高い割合であった。

表55 入所前の状況 一活動の場等一

(%)

入所前の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法					計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
1. 家庭のみ	4.5	22.8	18.8		8.5	6.8	15.0	16.9	15.9	10.7	8.0	13.4
2. 一般就労					0.7	19.6	23.1	20.0	9.3	5.9	0.5	4.0
3. 福祉作業所					3.2	1.0	1.1		4.0	3.0	4.7	2.0
4. 職業能力開発校					0.0	0.3	0.2	1.5	0.2	0.1		0.1
5. 特別支援学校(高等部含む)	34.9		7.8		18.5	36.4	26.7	26.2	22.6	21.3	7.1	16.9
6. 小中学校(普通学級)	6.0	0.0	1.4		0.0					0.1	0.0	0.5
7. 小中学校(特別支援学級)	30.5	0.2	7.0		0.8	0.5	0.5			1.4	0.9	0.4
8. その他の学校	2.3	0.1	0.6		0.0	7.8	3.5	3.1	0.5	0.9	0.0	0.8
9. 保育所・幼稚園	5.5	41.3	33.3									10.9
10. 障害児入所施設(福祉型・医療型)	4.0	0.1	0.9		1.8	0.8	0.4			0.2	1.2	3.9
11. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	2.7	30.1	24.0									7.8
12. 児童養護施設	3.0	0.9	1.3		0.1	1.5				0.1	0.2	0.5
13. 乳児院	3.8	0.2	1.0									0.3
14. 救護施設					0.1					0.3	0.1	0.1
15. 老人福祉・保健施設					0.3					0.1	0.2	0.4
16. 一般病院・老人病院(入院)	0.4		0.1		1.0	0.3				0.4	0.7	1.0
17. 精神科病院(入院)	1.6		0.3		4.8	1.8	0.2	1.5	2.1	3.6	7.6	2.5
18. 療養介護					0.1					0.1	0.1	0.2
19. 生活介護					42.1	2.5	1.5	1.5	5.1	27.4	49.1	18.4
20. 自立訓練					0.5	1.8	10.6			2.5	1.9	0.8
21. 就労移行支援					0.1	3.8	5.1	3.1	4.9	1.9	0.1	1.3
22. 就労継続支援A型					0.2	1.8	2.4	15.4	1.9	1.0	0.2	0.7
23. 就労継続支援B型					11.3	9.0	7.7	7.7	22.6	13.5	8.1	9.1
24. 地域活動支援センター等					0.7		0.4			0.7	0.6	0.7
25. 少年院・刑務所等の矯正施設					0.0	1.3	0.2			0.7	0.3	0.2
26. その他・不明	0.9	2.8	2.4		1.6	1.8	0.9			2.2	1.7	1.6
不明		1.6	1.2		3.4	1.5	0.5	3.1	2.4	2.8	4.9	2.3
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 退所後の状況

表56は、退所後の生活の場を示したものである。全体では「家庭(親・きょうだいと同居)」の割合が43.1%と最も高いものの、前年度の45.4%と比べ2.3ポイント減少した。次いで「グループホーム・生活寮等」15.4%、「死亡退所」13.0%、「施設入所支援」11.8%の順であった。施設入所支援から「グループホーム・生活寮等」と「アパート等」に移った人は合わせて11.7%と前年度の11.8%とほぼ同率であった。また、施設入所支援から「一般病院・老人病院」と「老人福祉・保健施設」への移行は合わせて

23.0%であり、前年度の25.1%より2.1ポイント減少した。障害児入所施設では「グループホーム・生活寮等」の割合が40.9%と最も高く、次いで「家庭」23.5%、「施設入所支援」22.7%の順であった。

退所後の生活の場が「精神科病院」である人は全体の1.7%であり、そのうち生活介護及び施設入所支援が他事業種別に比して高い割合であった。「死亡退所」は全体の13.0%であったが、前年度（12.2%）と比べて0.8ポイント増加した。生活介護では退所者の約3.5人に1人が、施設入所支援では退所者の2.5人に1人が死亡退所であった。

表56 退所後の状況 一生活の場ー

(%)

退所後の生活の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	計(Ⅰ+Ⅱ)			
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続	うち施設入所支援					
								A型						
1. 家庭（親・きょううだいと同居）	23.5	90.0	73.8		15.9	46.0	69.5	49.2	48.7	30.0	3.8	43.1		
2. アパート等（主に単身）	0.3		0.1		0.6	7.1	9.4	20.6	5.0	2.9	0.2	2.0		
3. グループホーム・生活寮等	40.9		10.0		13.1	33.9	15.0	28.6	26.2	17.7	11.5	15.4		
4. 社員寮・住み込み等	0.9		0.2		0.0					0.0		0.1		
5. 職業能力開発校寄宿舎										0.1	0.0	0.0		
6. 特別支援学校寄宿舎	0.3		0.1									0.0		
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	4.0	0.3	1.2		0.5					0.2	0.3	0.4		
8. 児童養護施設	0.4	0.3	0.3				0.2			0.0		0.1		
9. 知的障害者福祉ホーム	1.6	0.1	0.5		0.1		0.7			0.3	0.2	0.0		
10. 救護施設					0.0					0.1	0.1	0.0		
11. 老人福祉・保健施設					8.3	0.5				2.2	5.7	10.3		
12. 一般病院・老人病院	0.3		0.1		9.1					1.3	5.9	12.8		
13. 精神科病院	0.3		0.1		3.1	1.6				1.4	2.3	3.7		
14. 施設入所支援	22.7	0.0	5.6		19.2	8.2	2.9			8.5	14.5	16.7		
15. 自立訓練（宿泊型）	1.3		0.3		0.2	1.1	1.6			0.2	0.3	0.2		
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.4		0.1		0.0	0.3				0.4	0.1	0.1		
17. その他・不明	3.1	2.6	2.8		1.2	0.8	0.7	1.6	1.5	1.2	0.9	1.7		
18. 死亡退所		0.1	0.1		28.7	0.5				3.5	18.5	39.4		
不明		6.5	4.9							0.4	0.1	1.5		
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100		

退所後の活動の場等（表57）について、全体では「生活介護」の割合が20.8%と最も高く、前年度の21.2%より0.4ポイント減少した。次いで「死亡退所」12.4%、「就労継続支援B型」9.5%の順であった。生活介護と就労継続支援B型の退所後の活動の場は、いずれも同じ事業が最も高い割合であった。同業他所への新規利用が背景として考えられる。

障害児入所施設では「生活介護」が33.8%と最も高く、前年度の29.8%と比べて4.0ポイント増加した。次いで「就労継続支援B型」17.2%、「一般就労」9.4%、「特別支援学校（高等部含む）」8.7%の順であり、

障害福祉サービスへの移行だけではない様子がうかがえた。児童発達支援センターでは「小中学校（特別支援学級）」の割合が31.5%と最も高く、前年度の31.1%と比べて0.4ポイント増加した。次いで「特別支援学校（高等部含む）」30.7%，「保育所・幼稚園」15.4%の順であった。

退所後の活動の場が「一般就労」の内訳を見ると、事業の特性からか就労移行支援の割合が54.4%と最も高く、次いで就労継続支援A型31.7%，自立訓練27.0%の順であった。

表57 退所後の状況 一活動の場等

(%)

退所後の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
1. 家庭のみ	2.4	0.3	0.8		3.5	3.7	8.6	15.9	12.7	6.2	1.5	4.6
2. 一般就労	9.4	0.0	2.3		0.2	27.0	54.4	31.7	9.4	8.6	1.0	6.8
3. 福祉作業所・小規模作業所	5.7		1.4		0.7	0.3	1.1		3.3	1.3	0.5	1.3
4. 職業能力開発校	0.1		0.0					1.6	0.2	0.1		0.1
5. 特別支援学校（高等部含む）	8.7	30.7	25.4			0.5	3.6		0.1	0.4		7.8
6. 小中学校（普通学級）	0.6	7.7	5.9									1.8
7. 小中学校（特別支援学級）	5.2	31.5	25.1									7.5
8. その他の学校	0.4	0.2	0.2				0.4			0.0		0.1
9. 保育所・幼稚園	0.1	15.4	11.7									3.5
10. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	2.0	0.1	0.6		0.9	0.3			0.4	0.7	0.7	0.6
11. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	0.1	12.5	9.5									2.8
12. 児童養護施設		0.1	0.1									0.0
13. 救護施設					0.0	0.3			0.2	0.1	0.0	0.1
14. 老人福祉・保健施設					9.0	0.8			4.0	6.5	9.3	4.6
15. 一般病院・老人病院（入院）	0.3		0.1		8.3	0.3	0.2		1.9	5.6	11.8	4.0
16. 精神科病院（入院）	0.4		0.1		3.3	1.3	0.2	1.6	1.9	2.6	3.7	1.9
17. 療養介護					1.4				0.3	1.0	1.6	0.7
18. 生活介護	33.8		8.2		34.4	7.4	1.1	1.6	18.9	26.2	23.6	20.8
19. 自立訓練	2.0		0.5		0.3	3.7	2.0		0.3	0.6	0.2	0.6
20. 就労移行支援	2.7		0.7		0.1	23.5	2.3	1.6	3.4	2.4	0.7	1.9
21. 就労継続支援A型	2.6	0.0	0.7		0.1	2.1	3.4	7.9	3.4	1.3	0.3	1.1
22. 就労継続支援B型	17.2	0.1	4.3		3.4	23.0	20.4	27.0	27.1	11.7	2.4	9.5
23. 地域活動支援センター等	0.6		0.1		0.2	0.3			0.9	0.3	0.1	0.3
24. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.3		0.1		0.1	0.3	0.2		0.4	0.2	0.0	0.1
25. その他・不明	4.3	1.1	1.9		4.3	4.0	2.0	7.9	7.1	4.8	2.4	3.9
26. 死亡退所		0.1	0.1		27.0	0.3		3.2	4.2	17.7	36.2	12.4
不明	1.0		0.2		2.9	1.1	0.2			1.8	4.1	1.4
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

19. 就職の状況

1年間の就職者の総数は、594人（前年度608人）であった。就職率は全体で0.42%（前年度0.44%）であり、平成30年度の0.75%から年々低下している。

表58 就職の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就職者数	男	32	4	5	241	14	111	407
	女	23	2	1	102	6	51	185
	不明	0	0	0	1	0	1	2
	計	55	6	6	344	20	163	594
	就職率 (%)	3.25	0.01	0.73	25.71	1.90	0.57	0.42
年平均	男	18.0	34.3	41.8	27.4	38.3	34.1	29.1
	女	18.1	35.0	19.0	27.1	38.3	32.7	27.9
程度(人)	最重度	0	0	0	1	0	0	1
	重度	4	0	0	7	0	4	15
	中度	15	2	1	86	1	50	155
	軽度	35	4	2	177	11	77	306
	知的障害なし	1	0	3	72	7	29	112
	不明	0	0	0	1	1	3	5
年金(人)	有：1級	0	2	1	3	0	7	13
	有：2級	0	3	1	147	13	100	264
	有：その他	0	0	0	3	0	5	8
	無	55	1	3	165	6	42	272
	不明	0	0	1	26	1	9	37
平均月額給与（円）		103,808	79,000	170,000	114,235	116,880	103,987	110,784
生活の場(人)	家庭	8	2	5	240	9	93	357
	アパート等	1	0	0	22	6	7	36
	グループホーム・生活寮等	44	3	0	52	4	55	158
	社員寮等	0	0	0	1	0	0	1
	自立訓練（宿泊型）	0	0	0	6	0	1	7
	福祉ホーム	0	1	0	0	0	0	1
	その他	2	0	1	0	0	3	6
	不明	0	0	0	23	1	4	28

※就職率=就職者数／（現員（15歳以上）+就職者数）×100

就職率を事業種別毎に見ると、事業の特性からか就労移行支援が25.71%（前年度26.25%）と突出しており、次いで障害児入所施設3.25%（前年度3.03%）、就労継続支援A型1.90%（前年度1.91%）の順であった。就職者の平均年齢は、全体で男29.1歳（前年度27.9歳）、女27.9歳（前年度29.7歳）であるが、事業種別で見ると男女ともに障害児入所施設（男18.0歳、女18.1歳）が最も低く、男性で高いのは自立訓練（41.8歳）、女性で高いのは就労継続支援A型（38.3歳）であった。

図5 就職率(対1,000人比)

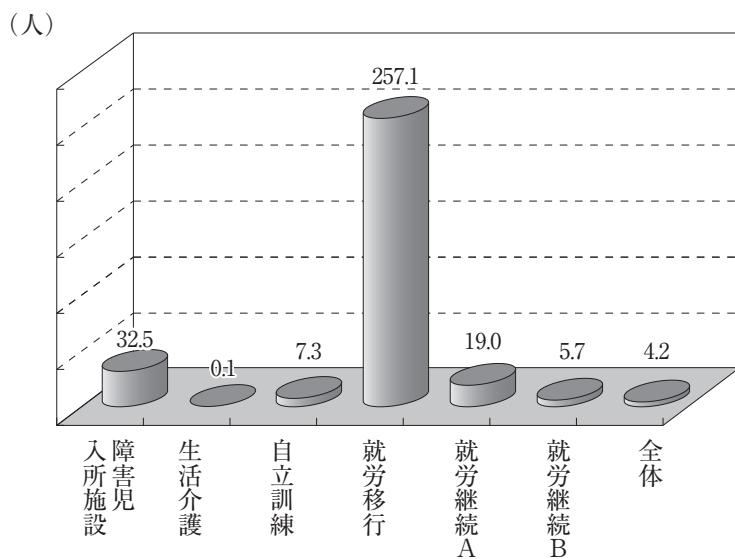


図6 就職者の程度別構成

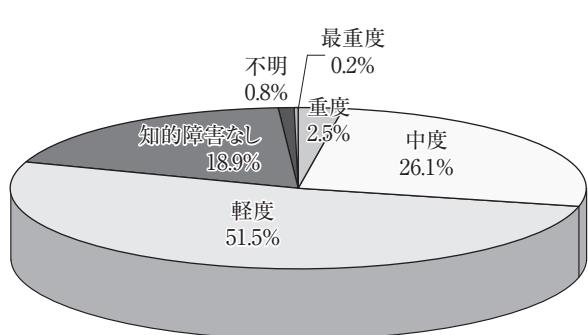
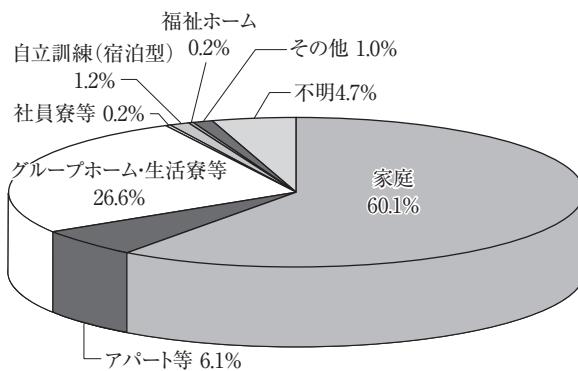


図7 就職者の生活の場



障害程度別では、「中度」と「軽度」を合わせると全体の77.6%（461人）を占め、また年金受給者は46.6%（277人）であった。就職者の生活の場では、前年度と同様に最も多いのが「家庭」の357人60.1%（前年度66.0%）であり、次いで「グループホーム・生活寮等」が158人26.6%（前年度23.8%）であった。

表59-1 就職の状況（産業分類別）－令和6年度－

(人)

業種		児童福祉法 障害児 入所施設	障害者総合支援法（単独・多機能含む）					合計	割合 (%)
			生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A	就労継続 B		
A 01	農業		1		1	7	1	14	24 4.0
A 02	林業								
B 03, 04	漁業、水産養殖業								
C 05	鉱業、採石業、砂利採取業					1			1 0.2
D 06	総合工事業					3		1	4 0.7
D 07, 08	職別工事業、設備工事業					2			2 0.3
09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	6			60	2	23	91	15.3
11	織維工業					1		1	2 0.3
12	木材・木製品製造業（家具除く）	1						2	3 0.5
13	家具・装備品製造業								
14	パルプ・紙・紙加工品製造業					2		1	3 0.5
15	印刷・同関連業								
16~18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業								
19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業								
E 21	窯業・土石製品製造業								
22	鉄鋼業					1	1		2 0.3
23	非鉄金属製造業								
24	金属製品製造業		1					1	2 0.3
25~27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業					4	1		5 0.8
28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業							1	1 0.2
30	情報通信機械器具製造業								
31	輸送用機械器具製造業	1			4		1	6	1.0
32	その他の製造業			1	1				2 0.3
F 33~36	電気・ガス・熱供給・水道業							1	1 0.2
G 37~41	情報通信業				5		1	6	1.0
H 42~49	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）				25	1	3	29	4.9
I 50~55	各種商品卸売業、織維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業				6				6 1.0
I 56~61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	1	1	1	52	1	15	71	12.0
J 62~67	金融業、保険業				2			1	3 0.5
K 68~70	不動産、物品賃貸業								
L 71~74	学術研究、専門・技術サービス業					1		1	2 0.3
M 75	宿泊業	2			6		3	11	1.9
M 76, 77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	8			18		7	33	5.6
78	洗濯・理容・美容・浴場業	1			5	1	4	11	1.9
N 79	その他の生活関連サービス業								
80	娯楽業				2	1	3	6	1.0
O 81, 82	教育・学習支援業				6		10	16	2.7
83	医療業		1		14		7	22	3.7
P 84	保健衛生								
85	社会保険・社会福祉・介護事業	30	2		48	6	33	119	20.0
Q 86, 87	郵便局、協同組合				3		1	4	0.7
88	廃棄物処理業	2		1	16		12	31	5.2
89, 90	自動車整備業、機械等修理業	1			3		2	6	1.0
91	職業紹介・労働者派遣業				8		2	10	1.7
R 92	その他の事業サービス業				2	1	1	4	0.7
93, 94	政治・経済・文化団体、宗教								
95	その他のサービス業								
96	外国公務								
S 97, 98	国家公務、地方公務				12		3	15	2.5
	不明	1	1	2	24	4	8	40	6.7
	計	55	6	6	344	20	163	594	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（令和6年4月改訂）」による。

表59-2 就職の状況（産業分類別）－令和5年度－

(人)

業種		児童福祉法 障害児 入所施設	障害者総合支援法（単独・多機能含む）					合計	割合 (%)
			生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A	就労継続 B		
A 01	農業		2	3		15	2	6	28 4.6
A 02	林業								
B 03, 04	漁業、水産養殖業								
C 05	鉱業、採石業、砂利採取業								
D 06	総合工事業				3	1	3	7 1.2	
D 07, 08	職別工事業、設備工事業								
09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	2		2	50	2	9	65 10.7	
11	織維工業						1	1 0.2	
12	木材・木製品製造業（家具除く）				1			1 0.2	
13	家具・装備品製造業								
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	2			2			4 0.7	
15	印刷・同関連業				1			1 0.2	
16~18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業	1			3			4 0.7	
19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業								
E 21	窯業・土石製品製造業				1			1 0.2	
22	鉄鋼業						1	1 0.2	
23	非鉄金属製造業								
24	金属製品製造業	1			2		1	4 0.7	
25~27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				9			9 1.5	
28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業				2			2 0.3	
30	情報通信機械器具製造業								
31	輸送用機械器具製造業	1		3	1	1	6	1.0	
32	その他の製造業				4	1		5 0.8	
F 33~36	電気・ガス・熱供給・水道業				1			1 0.2	
G 37~41	情報通信業				2	1		3 0.5	
H 42~49	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	1			22	1	5	29 4.8	
I 50~55	各種商品卸売業、織維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業				6		2	8 1.3	
I 56~61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	5	2	2	58		12	79 13.0	
J 62~67	金融業、保険業	1			3			4 0.7	
K 68~70	不動産、物品賃貸業				1		1	2 0.3	
L 71~74	学術研究、専門・技術サービス業						1		0.2
M 75	宿泊業				7	1	2	10 1.6	
M 76, 77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	3			18	1	5	27 4.4	
78	洗濯・理容・美容・浴場業	1			8		7	16 2.6	
N 79	その他の生活関連サービス業	1		1	1		1	4 0.7	
80	娯楽業				1		1	2 0.3	
O 81, 82	教育・学習支援業		1	1	9		6	17 2.8	
83	医療業			1	9		9	19 3.1	
P 84	保健衛生								
85	社会保険・社会福祉・介護事業	23	2	2	50	3	27	107 17.6	
Q 86, 87	郵便局、協同組合				4		1	5 0.8	
88	廃棄物処理業	1	3		19		7	30 4.9	
89, 90	自動車整備業、機械等修理業						1		0.2
91	職業紹介・労働者派遣業				4		1	5 0.8	
R 92	その他の事業サービス業	1			2	1		4 0.7	
93, 94	政治・経済・文化団体、宗教						2	2 0.3	
95	その他のサービス業								
96	外国公務								
S 97, 98	国家公務、地方公務				12	1	2	15 2.5	
	不明	8	4		51	1	14	78 12.8	
	計	54	15	9	384	19	127	608 100	

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表59－1と表59－2は、令和6年度と令和5年度のそれぞれ1年間に就職した人の就職先を「日本標準産業分類（総務省）」に落としたものである。令和6年度に最も就職者が多かった産業は「社会保険・社会福祉・介護事業」の119人20.0%（前年度17.6%），次いで「食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業」91人15.3%（前年度10.7%），「各種商品小売業・（略）」71人12.0%（前年度13.0%）の順になっており、順位の入れ替わりはあるものの、前年度と比して上位3項目は同じであった。

20. 介護保険サービスへの移行状況

表60は、令和5年度に介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人数を事業種別毎（施設入所支援利用者は日中系事業に内包）に表したものである。介護保険サービスに移行・併給を開始した人数は364人であり、移行又は併給した人が最も多い事業種別は生活介護で302人、次いで、就労継続支援B型が61人と、前年度、前々年度と変わっていない。また、介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人は、1人を除きこの2事業のみで占められている。

年齢階層別に見ると、「介護保険法の保険給付優先」とされる65歳以上のうち、「65～69歳」が29.7%（108人）と前年度30.7%より1.0ポイント減少しているが、最も割合が高かった。次いで、「70～74歳」21.7%（79人）、「75～79歳」が16.8%（61人）と続いている。この傾向は前年度、前々年度と同様であった。

また、40歳から64歳までで介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人数は58人であり、介護保険サービス移行又併給を開始した人数（364人）に占める割合は、15.9%と前年度14.9%より1.0ポイント増加している。

表60 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の年齢別構成

（人・下段は%）

年齢	障害者総合支援法						計
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
40～44歳							
45～49歳		4 1.3					4 1.1
50～54歳		6 2.0				5 8.2	11 3.0
55～59歳		13 4.3				3 4.9	16 4.4
60～64歳		25 8.3				2 3.3	27 7.4
65～69歳		87 28.8	1 100			20 32.8	108 29.7
70～74歳		65 21.5				14 23.0	79 21.7
75～79歳		48 15.9				13 21.3	61 16.8
80歳～		49 16.2				3 4.9	52 14.3
無回答		5 1.7				1 1.6	6 1.6
計		302 100	1 100			61 100	364 100

表61は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の知的障害の程度について表したものである。知的障害の程度は、「重度」が33.5%（122人）と前年度33.0%より0.5ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「中度」が28.6%（104人）、「最重度」が21.7%（79人）と続いた。「重度」と「最重度」を合わせて55.2%（201人）と全体の5割を超えていた。

表61 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の知的障害の程度

(上段は人・中段は年齢区分の%・下段は知的障害程度の%)

年齢 程度	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
最重度		2	2	4	9	19	19	9	15		79
		50.0	18.2	25.0	33.3	17.6	24.1	14.8	28.8		21.7
		2.5	2.5	5.1	11.4	24.1	24.1	11.4	19.0		100
重度			2	6	8	34	23	24	23	2	122
			18.2	37.5	29.6	31.5	29.1	39.3	44.2	33.3	33.5
			1.6	4.9	6.6	27.9	18.9	19.7	18.9	1.6	100
中度		2	3	4	6	29	30	16	12	2	104
		50.0	27.3	25.0	22.2	26.9	38.0	26.2	23.1	33.3	28.6
		1.9	2.9	3.8	5.8	27.9	28.8	15.4	11.5	1.9	100
軽度			2	1	2	21	4	11	2		43
			18.2	6.3	7.4	19.4	5.1	18.0	3.8		11.8
			4.7	2.3	4.7	48.8	9.3	25.6	4.7		100
知的障害なし			2	1		5	2	1		1	12
			18.2	6.3		4.6	2.5	1.6		16.7	3.3
			16.7	8.3		41.7	16.7	8.3		8.3	100
無回答					2		1			1	4
					7.4		1.3			16.7	1.1
					50.0		25.0			25.0	100
計		4	11	16	27	108	79	61	52	6	364
		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		1.1	3.0	4.4	7.4	29.7	21.7	16.8	14.3	1.6	100

表62は、新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の障害支援区分について表したものである。

障害支援区分では、「区分6」が35.7%（130人）で前年度38.1%より2.4ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで、「区分5」が23.4%（85人）、「区分4」が17.3%（63人）と続き、障害支援区分が高いほど介護保険サービスの利用に繋がっている傾向が続いている。また「区分6」と「区分5」を合わせて59.1%（215人）と、全体の6割弱を占めていた。

表62 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の障害支援区分

（上段は人・中段は年齢区分の%・下段は障害支援区分の%）

年齢区分	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
区分1					1 3.7 33.3	2 1.9 66.7					3 0.8 100
区分2			2 18.2 15.4	2 12.5 15.4		2 1.9 15.4	3 3.8 23.1	4 6.6 30.8			13 3.6 100
区分3			2 18.2 4.5	1 6.3 2.3	3 11.1 6.8	17 15.7 38.6	9 11.4 20.5	7 11.5 15.9	4 7.7 9.1	1 16.7 2.3	44 12.1 100
区分4			1 9.1 1.6	4 25.0 6.3	3 11.1 4.8	24 22.2 38.1	15 19.0 23.8	6 9.8 9.5	10 19.2 15.9		63 17.3 100
区分5		2 50.0 2.4	1 9.1 1.2	3 18.8 3.5	4 14.8 4.7	28 25.9 32.9	19 24.1 22.4	14 23.0 16.5	11 21.2 12.9	3 50 3.5	85 23.4 100
区分6	2 50.0 1.5	3 27.3 2.3	6 37.5 4.6	15 55.6 11.5	28 25.9 21.5	26 32.9 20.0	23 37.7 17.7	25 48.1 19.2	2 33.3 1.5		130 35.7 100
無回答			2 18.2 7.7		1 3.7 3.8	7 6.5 26.9	7 8.9 26.9	7 11.5 26.9	2 3.8 7.7		26 7.1 100
計	4 100 1.1	11 100 3.0	16 100 4.4	27 100 7.4	108 100 29.7	79 100 21.7	61 100 16.8	52 100 14.3	6 100 1.6		364 100 100

表63は、介護保険サービスへの移行又は併給開始前の生活の場と開始後の生活の場の変化を住居別に表したものである。開始前の生活の場は、「施設入所支援」が45.3%（165人）と前年度42.6%より2.7ポイント増加し、割合が最も高かった。次いで、「グループホーム・生活寮等」が29.4%（107人）、「家庭」が17.0%（62人）と続いた。この傾向は前年度、前々年度と同様であった。

開始後の生活の場は、「特別養護老人ホーム」が35.4%（129名）と前年度39.3%より3.9ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで、「グループホーム（障害福祉）」が16.5%（60人）、「家庭」が13.5%（49人）と続いており、平成30年度以降は「グループホーム（障害福祉）」が「家庭」を上回っている。

開始前の生活の場が「施設入所支援」であった165人のうち、開始後の生活の場が「特別養護老人ホーム」の人は60.6%（100人）と前年度66.4%より5.8ポイント減少したが最も割合が高く、次いで、「その他」が12.7%（21人）、「介護老人保健施設」12.1%（20人）と続いた。

また、開始前の生活の場が「グループホーム・生活寮等」であった107人のうち、開始後の生活の場が同じく「グループホーム（障害福祉）」であった人は50.5%（54人）で最も高い割合を示し、前年度50.4%とほぼ同ポイントであった。また、介護保険サービスである「特別養護老人ホーム」は20.6%（22人）で2番目に高く、令和3年度以降、約2割を継続している。

表63 新規に介護保険サービスへの移行又は併給開始前後の生活の場の変化

（上段は人・中段は開始後の%・下段は開始前の%）

開始後 開始前	家庭	アパート	グループ ホーム (障害福祉)	グループ ホーム (認知症対応)	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他	無回答	計
家庭（親・きょう うだいと同居）	48 98.0 77.4		3 5.0 4.8		6 4.7 9.7	2 5.6 3.2	1 8.3 1.6	2 4.9 3.2		62 17.0 100
アパート等 (主に単身)		9 90.0 60.0	2 3.3 13.3			1 2.8 6.7		3 7.3 20.0		15 4.1 100
グループホー ム・生活寮等			54 90.0 50.5	7 41.2 6.5	22 17.1 20.6	13 36.1 12.1	2 16.7 1.9	8 19.5 7.5	1 10.0 0.9	107 29.4 100
社員寮・ 住み込み等										
知的障害者 福祉ホーム										
施設入所支援	1 2.0 0.6	1 10.0 0.6	1 1.7 0.6	10 58.8 6.1	100 77.5 60.6	20 55.6 12.1	9 75.0 5.5	21 51.2 12.7	2 20.0 1.2	165 45.3 100
自立訓練 (宿泊型)					1 0.8 100.0					1 0.3 100
その他・不明								7 17.1 87.5	1 10.0 12.5	8 2.2 100
無回答									6 60.0 100.0	6 1.6 100
計	49 100 13.5	10 100 2.7	60 100 16.5	17 100 4.7	129 100 35.4	36 100 9.9	12 100 3.3	41 100 11.3	10 100 2.7	364 100 100

表64は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の介護認定区分と障害支援区分を表したものである。全体では、「要介護3」が17.0%（62人）と最も割合が高かった。次いで「要介護5」が16.2%（59人）、「要介護2」が15.7%（57人）だった。

障害支援区分が「区分6」である130人のうち、介護認定区分が「要介護5」となった人は33.1%（43人）と前年度43.8%に対し10.7ポイント減少したが、最も割合が高かった。また、介護保険制度の施設サービスを受けられる要介護3以上の人人が70.8%（92人）だった一方で、「要介護2」以下になった人が12.3%（16人）いた。「区分5」の85人では、介護認定区分が「要介護3」となった人が23.5%（20人）と最も多く、「要介護3」以上が50.6%（43人）、「要介護2」以下が34.1%（29人）だった。また、「区

分4」の63人では、介護認定区分が「要介護2」となった人が28.6%（18人）と最も割合が高く、「要介護3」以上が27.0%（17人）、「要介護2」以下が60.3%（38人）だった。「区分6」では「要介護2」以下は1割強だが、「区分5」では3割台、「区分4」では6割強となっている。障害支援区分が下位になるに従い「要介護2」以下の割合が高くなっている。介護保険の施設サービス利用が困難になっていると考えられる。

表64 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始する人の介護認定区分と障害支援区分

(上段は人・中段は障害支援区分の%・下段は介護認定区分の%)

介護認定区分 ＼ 障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答	計
要支援1	1 33.3 5.6		6 13.6 33.3	5 7.9 27.8	3 3.5 16.7	1 0.8 5.6	2 7.7 11.1	18 4.9 100
要支援2		3 23.1 14.3	6 13.6 28.6	3 4.8 14.3	3 3.5 14.3	2 1.5 9.5	4 15.4 19.0	21 5.8 100
要介護1		4 30.8 8.0	14 31.8 28.0	12 19.0 24.0	9 10.6 18.0	5 3.8 10.0	6 23.1 12.0	50 13.7 100
要介護2		3 23.1 5.3	6 13.6 10.5	18 28.6 31.6	14 16.5 24.6	8 6.2 14.0	8 30.8 14.0	57 15.7 100
要介護3	1 33.3 1.6	1 7.7 1.6	4 9.1 6.5	10 15.9 16.1	20 23.5 32.3	24 18.5 38.7	2 7.7 3.2	62 17.0 100
要介護4	1 33.3 2.3		1 2.3 2.3	3 4.8 6.8	14 16.5 31.8	25 19.2 56.8		44 12.1 100
要介護5		1 7.7 1.7	2 4.5 3.4	4 6.3 6.8	9 10.6 15.3	43 33.1 72.9		59 16.2 100
不明・無回答		1 7.7 1.9	5 11.4 9.4	8 12.7 15.1	13 15.3 24.5	22 16.9 41.5	4 15.4 7.5	53 14.6 100
計	3 100 0.8	13 100 3.6	44 100 12.1	63 100 17.3	85 100 23.4	130 100 35.7	26 100 7.1	364 100 100

表65は、表63以外の介護保険サービスを利用開始した人のサービス種別を表したものである。この設問は、複数回答可であるため延べ人数となっているが、利用者実数で比較すると「利用なし」「不明・無回答」を除き、「デイサービス・デイケア」が29.4%（107人）と前年度28.3%より1.1ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「短期入所（ショートステイ）」5.8%（21人）、「訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）」5.5%（20人）、「訪問看護」4.7%（17人）と続いた。なお、「その他」は7.4%（27人）であった。

また、表63と表65にある介護保険サービス全体の中で、最も利用されたサービスが「特別養護老人ホーム」（129人）で、次いで「デイサービス・デイケア」（107人）であった。

表65 介護保険サービスへ移行・併給を開始した後に利用した表63以外の介護保険サービス

※重複計上（人・下段は%）

年齢 介護保険サービス	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳~	無回答	計
デイサービス・デイケア	1 25.0	2 18.2	4 25.0	5 18.5	51 47.2	22 27.8	14 23.0	6 11.5	2 33.3	107 29.4	
訪問・居宅介護 (ホームヘルプサービス)			1 9.1		2 7.4	14 13.0	3 3.8			20 5.5	
短期入所 (ショートステイ)			1 9.1	1 6.3		9 8.3	4 5.1	3 4.9	2 3.8	1 16.7	21 5.8
訪問看護			4 36.4		3 11.1	4 3.7	3 3.8	1 1.6	2 3.8	17 4.7	
その他	1 25.0	4 36.4	1 6.3	3 11.1	8 7.4	4 5.1	5 8.2	1 1.9		27 7.4	
利用なし	1 25.0	2 18.2	6 37.5	8 29.6	13 12.0	24 30.4	18 29.5	14 26.9	2 33.3	88 24.2	
不明・無回答	1 25.0	2 18.2	4 25.0	11 40.7	21 19.4	23 29.1	21 34.4	29 55.8	2 33.3	114 31.3	
介護保険移行利用者実数	4 100	11 100	16 100	27 100	108 100	79 100	61 100	52 100	6 100	364 100	

表66は、介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由を表したものである。「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」が54.7%（199人）と前年度56.0%より1.3ポイント減少したが最も割合が高かった。次いで、「家族の希望により」13.7%（50人）、「市町村等行政から65歳になったので移行指示があった」が11.0%（40人）、「その他」10.7%（39人）と続いた。障害福祉サービス事業所で、高齢化した利用者への支援体制が不十分であることや障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を適用している市町村が少くないのかもしれないが、いずれにせよ、「本人の希望により」移行・併給を開始した割合が最も低く1割弱でしかないことは課題であろう。「本人の希望により」と「家族の希望により」をあわせても22.3%と全体の2割ほどしかなかった。今後、意思決定支援のさらなる推進が望まれる。

また、最も割合が高かった「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」人の年齢構成を見ると、「65~69歳」が23.6%（47人）で最も割合が高く、次いで「70~74歳」が22.6%（45人）であった。他方で、理由が「加齢により支援が限界となったため…」であるにもかかわらず、比較的若い40~64歳で利用開始した人が15.6%（31人）いた。

表66 介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由

※重複計上（人・下段は%）

理由	年齢	※重複計上（人・下段は%）										計
		40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳~	無回答	
1. 市町村等行政から65歳になつたので移行指示があった							29	4	3	2	2	40
							26.9	5.1	4.9	3.8	33.3	11.0
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた			1 9.1	11 68.8	19 70.4	47 43.5	45 57.0	36 59.0	37 71.2	3 50.0	199 54.7	
3. 本人の希望により			2 18.2	1 6.3		12 11.1	11 13.9	3 4.9	2 3.8			31 8.5
4. 家族の希望により		1 25.0	4 36.4	2 12.5	1 3.7	12 11.1	14 17.7	9 14.8	7 13.5			50 13.7
5. その他		3 75.0	4 36.4	1 6.3	6 22.2	9 8.3	4 5.1	8 13.1	3 5.8	1 16.7	1 10.7	
6. 不明・無回答					1 6.3	1 3.7	2 1.9	3 3.8	2 3.3	2 3.8		11 3.0
介護保険移行利用者実数			4 100	11 100	16 100	27 100	108 100	79 100	61 100	52 100	6 100	364

21. 死亡の状況

表67は、年齢階層別の死亡率を対1,000人比で表している。年齢が高くなるに従って死亡率が増加する傾向が見られており、前年度と同様に、「80歳以上」が73.2人（対1,000人比）と最も高い。

表67 年齢階層別死亡率（対1,000人比）

(人)

年齢	5歳以下	6~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳~	全体
死亡率	0.5	0.5	1.5	2.3	5.2	8.7	16.7	22.9	27.3	28.2	73.2	8.6

図8 年齢階級別死亡率(対1,000人比)

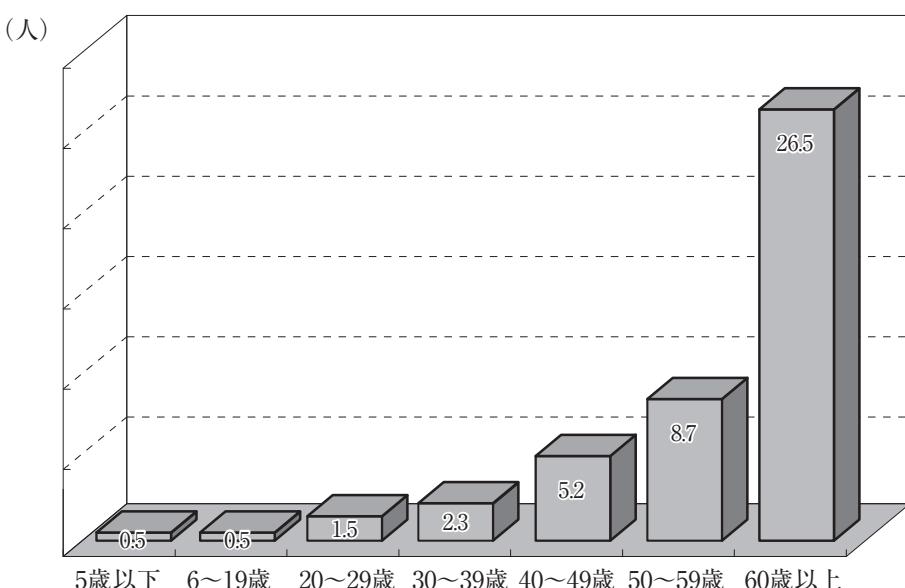


表68は、死亡時の年齢階層別及び知的障害の程度別の構成を表している。1年間の死者数は1,279人（前年度1,156人）であった。60歳代が334人26.1%（前年度24.7%）と最も多く、続いて70歳代が263人20.6%（前年度22.2%）、50歳代が259人20.3%（前年度20.6%）の順となっている。また、知的障害の程度別に見ると、「最重度」は他の程度に比べて「50～59歳」以下の階層で高い割合を占めていた。

表68 死亡時の年齢階層別構成及び程度別構成 (人・下段は%)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	不明	計
最重度	2 0.4	2 0.4	17 3.2	33 6.3	73 13.9	115 21.9	77 14.7	66 12.6	55 10.5	32 6.1	51 9.7	1 0.2	524 41.0
重度			13 2.7	13 2.7	53 10.8	91 18.6	56 11.5	66 13.5	73 14.9	37 7.6	87 17.8		489 38.2
中度	1 0.5	1 0.5	2 1.1	6 3.3	17 9.2	34 18.5	21 11.4	24 13.0	31 16.8	18 9.8	29 15.8		184 14.4
軽度		1 2.4	1 2.4	4 9.8	3 7.3	8 19.5	4 9.8	3 7.3	7 17.1	6 14.6	4 9.8		41 3.2
知的障害なし				1 3.8	4 15.4	4 15.4	5 19.2	9 34.6	1 3.8	1 3.8	1 3.8		26 2.0
不明						7 46.7	1 6.7	2 13.3	1 6.7	1 6.7	3 20.0		15 1.2
計	3 0.2	4 0.3	33 2.6	57 4.5	150 11.7	259 20.3	164 12.8	170 13.3	168 13.1	95 7.4	175 13.7	1 0.1	1,279 100

表69は、死亡場所を表している。死亡場所は、「病院」が75.1%と前年度76.3%より1.2ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで、「施設」が16.1%と前年度15.5%より0.6ポイント増加した。死亡場所が「施設」であることは、毎年度、一定割合存在している。

表69 死亡場所 (%)

死亡場所	施設	病院	家庭	その他	不明	計
構成比	16.1	75.1	6.9	1.6	0.3	100

表70は、死亡時の年齢階層別及び死因別の構成を表している。どの年齢階層においても、死因が「病気」の割合が最も高く、90.3%（前年度90.7%）であった。死因のうち、「病気」は60歳未満の年齢階層に占める割合（85.4%）よりも60歳以上の年齢階層に占める割合（93.5%）の方が高いのに対し、「事故」は60歳以上の年齢階層に占める割合（2.6%）よりも60歳未満の年齢階層に占める割合（7.9%）の方が高かった。

表70 死亡時の年齢階層別構成及び死因別構成

(人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	小計(1)	割合(%)
病気	3	3	25	40	129	232	432	85.4
事故		1	4	9	11	15	40	7.9
その他			4	7	10	12	33	6.5
不明				1			1	0.2
合計	3	4	33	57	150	259	506	100
割合(%)	0.6	0.8	6.5	11.3	29.6	51.2	100	-

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	小計(2)	割合(%)	不明	合計	割合(%)
病気	147	161	159	90	165	722	93.5	1	1,155	90.3
事故	10	3	3	2	2	20	2.6		60	4.7
その他	7	6	5	3	8	29	3.8		62	4.8
不明			1			1			2	0.2
合計	164	170	168	95	175	772	100	1	1,279	100
割合(%)	21.2	22.0	21.8	12.3	22.7	100	-	0.1	100	-

調査票 A

御中

全国知的障害児・者施設・事業所 実態調査票【事業所単位】 (令和6年6月1日現在)

《留意事項》

1. 本調査は1事業所につき1調査としています。

当該事業所全体の状況について、【事業所単位】でご作成ください。

①日中活動を実施する事業所、並びに日中活動に併せて施設入所支援を実施する事業所を対象としています。

「I 施設・事業所概要」の「施設・事業所の種類」に記載された事業の状況についてのみご回答ください。

(短期入所事業・地域生活支援事業等は除く)

②日中活動が多機能型の場合は、1事業所としてご作成ください。

例1：日中活動が多機能型で自立訓練と生活介護を実施 → 調査票は1部作成（日中活動の多機能型事業所として1部）

③日中活動に併せて施設入所支援を実施する場合（障害者支援施設等）は、1事業所としてご作成ください。

例2：日中活動の生活介護と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成（障害者支援施設として1部）

例3：日中活動の多機能型（生活介護と就労継続支援B型）と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成（障害者支援施設として1部）

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて令和6年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分はご記入ください。）
なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出（FAX：03-3431-1803）いただく必要がございます。

I 施設・事業所概要

施設・事業所の名称		
施設・事業所の種類 ※施設・事業所の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当する番号を選択してください。	<p>【施設・事業所の種類】</p> <p>O1.障害児入所施設（福祉型・医療型） O2.児童発達支援センター O3.日中活動 O4.障害者支援施設（日中活動+施設入所支援）</p> <p>→ 【日中活動の内訳】</p> <p>※実施する日中活動のすべての□にレ点を記入のこと。</p> <p><input type="checkbox"/>療養介護 <input type="checkbox"/>生活介護 <input type="checkbox"/>自立訓練（生活訓練・機能訓練） <input type="checkbox"/>自立訓練（宿泊型） <input type="checkbox"/>就労移行支援 <input type="checkbox"/>就労継続支援A型 <input type="checkbox"/>就労継続支援B型</p>	

定員	(日中)人	現 在 員	(日中)人	現 在 員	開設年月	(障害者総合支援法以前からの開設年月)
	(夜間)	人	(夜間)	人		
年間利用率（令和5年度） ※小数第一位（第二位を四捨五入）まで回答のこと		(日中)	%	※利用率=12か月の延べ利用者数÷定員÷12か月の開所日数×100		
		(夜間)	%			

※施設入所支援を実施する事業所については、夜間の定員と現員も各々回答のこと。

※上記「施設・事業所の種類」の各種事業を利用する利用者の数（短期入所事業等は除く）を計上のこと。また、多機能型事業所の場合は、すべての事業の合計数を計上のこと。

施設コード

II 事業所の運営状況

1. 開所日数ならびに開所時間の状況

※児童発達支援センター及び日中活動を実施する事業所（障害児入所施設・施設入所支援・自立訓練（宿泊型）を実施する事業所は除く）のみ回答のこと。

令和5年度の総開所日数	日	一日あたりの平均開所時間 (平均サービス提供時間：送迎時間は除く)	時間
-------------	---	--------------------------------------	----

2. 職員の数と構成

※職員 1名 1職種とし、資格等を複数保持する場合にも主たる職種へ計上のこと。

※『①常勤専従』には正規職員の就業規程の労働時間で専ら当該事業所並びに当該職種に専従で勤務する職員を、

『②常勤兼務』には常勤であっても、法人内で他の事業所または他の職種と兼務をしている職員を、

『③非常勤』にはそれ以外の職員（パート等）の人数を計上のこと。

※『換算数』は常勤に換算し小数点第2位を四捨五入すること。（業務を兼務している場合は兼務の割合で記入）

※正規、非正規に関わらず、勤務形態（常勤、非常勤の別）で計上のこと。

※休職等の職員は含めず、代替で勤務している職員等は含めて計上のこと。

職種名		指定基準 上の配置 義務員数	①常勤専 従（換算 数不要）	②常勤兼 務	③非常勤		④非常勤の 換算数
直接支 援職員	人				常勤兼務 の換算数	非常勤	
①施設長・管理者					.	.	.
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者					.	.	.
③保育士					.	.	.
④生活支援員・児童指導員					.	.	.
⑤職業指導員・就労支援員					.	.	.
⑥看護師（准看護師）・保健師					.	.	.
⑦ O.T(作業療法士)					.	.	.
⑧ S.T(言語聴覚士)					.	.	.
⑨ P.T(理学療法士)					.	.	.
⑩心理担当職員					.	.	.
⑪その他(ソーシャルワーカー等)					.	.	.
⑫医師(雇用契約のある医師のみ。嘱託医は含めず)					.	.	.
⑬管理栄養士					.	.	.
⑭栄養士					.	.	.
⑮調理員					.	.	.
⑯送迎運転手					.	.	.
⑰事務員					.	.	.
⑱その他他の職種（）					.	.	.
合 計		人	人	人	人	人	人

3. 職員の年齢・性別・勤務年数ならびに入職者と離職者の状況

※すべての職員について計上のこと。 ※★と☆の数字はそれぞれ一致すること。

※『正規』には雇用期間の定めのない、フルタイムかつ直接雇用の職員を、『非正規』にはそれ以外の職員の人数を計上のこと。

※ [3] 入職者数と離職者数には令和5年度の1年間の状況を記入のこと。

[1]年齢と性別	年齢区分	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	計
		男	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	
[2]同一法人内 での勤務年数	正規									
	非正規									
	正規	人	人	人	人	人	人	人	人	★ 人
	非正規	人	人	人	人	人	人	人	人	☆ 人
[3]入職者数 と離職者数	勤務年数	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上			計
	正規	人	人	人	人	人	人	人	人	★ 人
	非正規	人	人	人	人	人	人	人	人	☆ 人
[3]入職者数 と離職者数	入職者数	人								
	離職者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人

4. 職員の勤務体制

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

夜間の勤務形態	<input type="checkbox"/> ①夜勤体制のみ → 夜間（1日）職員_____人
	<input type="checkbox"/> ②夜勤体制と宿直体制併用→ 夜間（1日）職員_____人（夜勤____人、宿直____人）

5. 外国人労働者の採用状況

※特定技能・技能実習生等を含む。

外国人労働者の採用	<input type="checkbox"/> ①現在採用している ➔ _____人
	<input type="checkbox"/> ②採用していない ➔ <input type="checkbox"/> ①今後採用する予定又は採用を検討中 <input type="checkbox"/> ②今後も採用する予定はない又はわからない

6. 施設・事業所の建物の状況

※建物が複数ある場合には、日ごろ利用者が居住又は利用している建物について回答のこと。

老朽化等による 建替えの必要性	<input type="checkbox"/> ①ある → 築 [] 年 <input type="checkbox"/> ②ない <input type="checkbox"/> ③現在建替え中もしくは本年度建替え予定 ➡ ① -1 建替え計画上の着工年度 □a. 令和7~9年度 □b. 令和10~12年度 □c. 令和13~15年度 □d. 令和16年度以降 □e. 未定 ①-2 建替えをする場合の現在の定員削減予定 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
--------------------	--

7. 居室の状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

※居室の定員・空き部屋の有無にかかわらず、実際の利用状況を回答のこと。

利用状況	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計
	室	室	室	室	室	室

III 加算・減算の状況

主な加算・減算の状況

※令和6年6月1日～6月30日の状況で回答のこと。

各種加算・減算の状況 (該当をすべて選択のこと)	共通	<input type="checkbox"/> ①福祉・介護職員処遇改善加算（I） <input type="checkbox"/> ②福祉・介護職員処遇改善加算（II） <input type="checkbox"/> ③福祉・介護職員処遇改善加算（III） <input type="checkbox"/> ④福祉・介護職員処遇改善加算（IV） <input type="checkbox"/> ⑤福祉・介護職員処遇改善加算（V） ※（V）-1～（V）-14のいずれかを取得している場合
		<input type="checkbox"/> ⑥福祉専門職員配置等加算（I） <input type="checkbox"/> ⑦福祉専門職員配置等加算（II） <input type="checkbox"/> ⑧福祉専門職員配置等加算（III）
	入所系	<input type="checkbox"/> ⑨夜勤職員配置体制加算 <input type="checkbox"/> ⑩重度障害者支援加算（I） <input type="checkbox"/> ⑪重度障害者支援加算（II） <input type="checkbox"/> ⑫重度障害者支援加算（III） <input type="checkbox"/> ⑬行動関連項目 18点以上の者に対して中核の人材養成研修修了著作成の個別支援計画シートに基づき個別支援を行った場合の追加加算（重度障害者支援加算に+150単位）
		<input type="checkbox"/> ⑭人員配置体制加算（職員数 対 利用者数） → <input type="checkbox"/> ①（1対1.5） <input type="checkbox"/> ②（1対1.7） <input type="checkbox"/> ③（1対2.0） <input type="checkbox"/> ④（1対2.5）
	生活介護	<input type="checkbox"/> ⑮重度障害者支援加算（I） <input type="checkbox"/> ⑯重度障害者支援加算（II） <input type="checkbox"/> ⑰重度障害者支援加算（III） <input type="checkbox"/> ⑱行動関連項目 18点以上の者に対して中核の人材養成研修修了著作成の個別支援計画シートに基づき個別支援を行った場合の追加加算（重度障害者支援加算に+150単位）
		<input type="checkbox"/> ⑲食事提供体制加算 <input type="checkbox"/> ⑳送迎加算 <input type="checkbox"/> ㉑延長支援加算 <input type="checkbox"/> ㉒喀痰吸引等実施加算 <input type="checkbox"/> ㉓開所時間減算

IV 法人後見※の実施状況

自法人での法人後見（成年後見）の実施状況

自法人での法人後見の実施状況	<input type="checkbox"/> ①実施している	<input type="checkbox"/> ②実施していない
----------------	----------------------------------	-----------------------------------

※法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

V 事業所の取り組み

短期入所の状況 ※併設型・空床型のみ回答のこと（単独型事業所は本調査対象外）※●と○の数字はそれ一致すること

[1]短期入所の実施	<input type="checkbox"/> ①設置している → [2]短期入所の種別へ <input type="checkbox"/> ②設置していない → 設問VIへ							
[2]短期入所の種別 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ①併設事業所（定員_____人） <input type="checkbox"/> ②空床利用型事業所 ※法人内短期入所の合計定員ではなく、貴事業所の短期入所定員のみを回答のこと							
[3]利用実績 (令和6年4月から6月の3か月間)	①利用実人数_____人 ②利用延べ件数●_____件 ③利用延べ日数_____泊 例)ある利用者が4月から6月までの間に短期入所を1泊2日、3泊4日、2泊3日と利用した場合、「①利用実人数1人」「②利用延べ件数3件」「③利用延べ日数6泊」と回答のこと。 1件の泊数を計算する場合、調査期間内(4月から6月の3か月間)の報酬の対象となった泊数の合計を計上すること。							
[4]現在利用中（滞在中）の方の最長泊数	調査基準日である令和6年6月1日現在、短期入所利用中の方の最長利用泊数を回答のこと。							
[5]上記3か月間に おける1回あたりの 利用期間 ※[3]②と 合計●が一致すること	1泊 件	2泊 件	3泊 件	4~6泊 件	7~13泊 件	14~28泊 件	29泊以上 件	計(件) ● 件
[6]長期利用の人数	令和5年度の短期入所の総利用日数が180日以上の利用人数を回答のこと。							○ 人
[7]年間180日以上 利用する方の理由 (1人につき主たる 理由を1つ選択し、人 数を計上すること) ※[6]と人数計○が一 致すること	①障害者支援施設への入所待機のために利用 ②グループホームへの入居待機のために利用 ③その他福祉施設等への入所待機のために利用 ④地域での自立した生活をするための事前準備のために利用 ⑤本人の健康状態の維持管理のために利用 ⑥家族の病気等のために利用 ⑦その他()							人 人 人 人 人 人 人 ○ 人
	計							○ 人

VI 職員のスキルアップ、待遇改善等への取り組み

資格取得（資格取得の促進を含む）・待遇の状況

[1]職員の資格取得状況 (重複計上可)	保有資格		人数	保有資格		人数
	①介護福祉士	②社会福祉士		⑤知的障害援助専門員	⑥知的障害福祉士	
[2]取得を促進している資格 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ①介護福祉士	<input type="checkbox"/> ②社会福祉士	<input type="checkbox"/> ③精神保健福祉士	<input type="checkbox"/> ④保育士	<input type="checkbox"/> ⑧その他()	
	<input type="checkbox"/> ⑤知的障害援助専門員	<input type="checkbox"/> ⑥知的障害福祉士	<input type="checkbox"/> ⑦介護職員初任者研修修了	<input type="checkbox"/> ⑧その他()		
[3]資格取得への支援・ 待遇の内容 (複数選択可)	□①受講中または受講前に受講料・交通費等受講に係る費用の補助 → □①全額補助 □②一部補助 □③その他()					
	□②資格取得後に資格取得一時金等として1回のみ支給 □③資格取得後に昇進昇格(昇給)等待遇への反映 □④資格取得後に給与手当への反映 → [4]資格取得後の手当等の支給状況へ □⑤その他()					
[4]資格取得後の手当等の支給状況 ※[3]④を選択の場合のみ回答すること ※1つの資格で金額に幅がある場合は平均的な額とすること(金額に幅を持たせないと) と)	資格の種類		定額で給与に毎月支給される場合の金額			
	①介護福祉士	②社会福祉士	③精神保健福祉士	④保育士	⑤知的障害援助専門員	⑥知的障害福祉士
	⑦介護職員初任者研修修了	⑧その他()				
	複数資格を取得の場合の取り扱い		支給の金額に 1. 上限がある 2. 上限はない			

ご協力いただき誠にありがとうございます

調査票 B

※この調査票は、施設入所支援、生活介護（障害者支援施設のみ）、療養介護事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業、就労移行支援事業、自立訓練事業のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（令和6年6月1日現在）

記入責任者 氏 名		職名

《留意事項》

1. 本調査は1事業につき1調査としています。

当該事業を利用する利用者の状況について、事業利用単位でご作成ください。

①日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。

例1：「多機能型」で自立訓練と生活介護の事業を実施

→ 調査票は2部作成（「自立訓練」で1部・「生活介護」で1部）

②日中活動に併せて「施設入所支援」の事業を実施する場合は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。

※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。

例2：生活介護と施設入所支援 → 調査票は2部作成

（「生活介護」で1部・「施設入所支援」で1部）

例3：多機能型日中活動（生活介護と就労移行支援）と施設入所支援 → 調査票は3部作成

（「生活介護」で1部・「就労移行支援」で1部・「施設入所支援」で1部）

③従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて令和6年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分はご記入ください。）
なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出（FAX：03-3431-1803）いただか必要がございます。

施設・事業所の名称	電話		
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票(コピー)を作成してください。	O 1. 障害児入所施設（福祉型・医療型） O 2. 児童発達支援センター 1 1. 療養介護 1 2. 生活介護 1 3. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 1 4. 自立訓練（宿泊型） 1 5. 就労移行支援 1 6. 就労継続支援 A型 1 7. 就労継続支援 B型 1 8. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A型 20-17. 就労継続支援 B型	
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、□①自立生活援助 □②就労定着支援 □③居宅訪問型児童発達支援を行っている。			

[1]定員	人	開設年月	移行年月
-------	---	------	------

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード

<p>[2] 現在員 (1) (2) (4) の男女別 人員計は 一致する こと</p>	(1) 契約・措置利用者数(合計)								①男 ★ 人	②女 ☆ 人	計 ● 人							
	(2) 年齢別在所者数																	
	年齢	2歳以下	3~5歳	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	計	
	1.男															★		
	2.女															☆		
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人		
	うち措置児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること								.	歳								
	(4) 利用・在籍年数別在所者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」「O1.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																	
	在所年数	0.5年未満	0.5~1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~30年未満	30~40年未満	40年以上		計				
1.男															★			
2.女															☆			
計		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人			
[3] 障害支援区分別在所者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること								非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計		
								人	人	人	人	人	人	人	● 人	人		
[4] 療育手帳程度別在所者数 ※[2]の人員計と一致すること			1. 最重度・重度			2. 中軽度			3. 不所持・不明			計						
			人			人			人			人			● 人			
[5] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと		手帳所持者実数 ○ 人	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚		2. 聴覚		3. 平衡		4. 音声・言語又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害						
				人		人		人		人	人	人			人			
[6] 身体障害者手帳程度別在所者数 ※[5]の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答			1級		2級		3級		4級		5級	6級	計					
			人		人		人		人		人	人	人	○ 人	人			
[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数			1級			2級			3級			計						
			人			人			人			人				人		
[8] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと			1. 自閉スペクトラム症 (広汎性発達障害、自閉症など)					人		4. てんかん性精神病				人				
			2. 統合失調症					人		5. その他 (強迫性心因反応、神経症様反応など)				人				
			3. 気分障害 (周期性精神病、うつ病性障害など)					人		計				人				
[9] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数			人			[10]認知症の状況			1. 医師により認知症と診断されている人数				2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数					
			人						うちダウン症の人数				うちダウン症の人数					
			人						人				人					
[11]矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)			1. 矯正施設				2. 更生保護施設			3. 指定入院医療機関		計			うち3年内			
			うち3年内				うち3年内			うち3年内		うち3年内			うち3年内			
[12]上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと														人				

[13]支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[13]-A 日常生活面 ※[2]の人員 計と一致す ること	内 容	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんどの面で形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とする程度。	基本的生活習慣はほとんどの面で形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]-B 行動面 ※[2]の人員 計と一致す ること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]-C 保健面 ※[2]の人員 計と一致す ること	内 容	身体的健康に厳重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[14]日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1.点滴の管理（持続的）※1	人	6.人工呼吸器の管理※4 (侵襲・非侵襲含む)	人	11.導尿	人	
	2.中心静脈栄養※2 (ポートも含む)	人	7.気管切開の管理	人	12.カテーテルの管理 (コンドーム・留置・膀胱ろう)	人	
	3.ストーマの管理※3 (人工肛門・人工膀胱)	人	8.喀痰吸引 (口腔・鼻腔・カニューレ内)	人	13.摘便	人	
	4.酸素療法	人	9.経管栄養の注入・水分補給 (胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養)	人	14.じょく瘻の処置	人	
	5.吸入	人	10.インシュリン療法	人	15.疼痛の管理 (がん末期のペインコントロール)	人	
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄　※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理				計	人	
[15]複数事業（所）利用者数					※定期的に利用する日中活動サービスとは 療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする		
※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと		人					
[16]日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと	1.家庭（親・きょうだいと同居）	人	5.福祉ホーム	人			
	2.アパート等（主に単身・配偶者有り）	人	6.施設入所支援	人			
	3.グループホーム・生活寮等	人	7.その他	人			
	4.自立訓練（宿泊型）	人	計	● 人			
[17]施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※1ページ目に「18.施設入所支援」と印字されている調査票のみ回答のこと	1.同一法人敷地内で活動				人		
	2.同一法人で別の場所（敷地外）で活動				人		
	3.他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動				人		
	4.その他の日中活動の場等で活動				人		
	計				● 人		
[18]地域移行の意向確認のための見学や体験の実施・受入の件数（令和6年4月から6月の3ヶ月間）					件		
[19]成年後見制度の利用者数 ※当該事業の利用者のみ対象	1.後見	人	2.保佐	人	3.補助	人	

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード

[20]－A 令和5年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること ※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだい)と同居)	15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設		
2.アパート等(主に単身)	16.施設入所支援		2.一般就労		16.-般病院・老人病院(入院)		
3.グループホーム・生活寮等	17.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院(入院)		
4.社員寮・住み込み等	18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護		
5.職業能力開発校寄宿舎	19.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		19.生活介護		
6.特別支援学校寄宿舎			6.小中学校(普通学級)		20.自立訓練		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)			7.小中学校(特別支援学級)		21.就労移行支援		
8.児童養護施設			8.その他の学校		22.就労継続支援A型		
9.乳児院			9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援B型		
10.児童自立支援施設			10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.地域活動支援センター等		
11.知的障害者福祉ホーム			11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設		
12.救護施設			12.児童養護施設		26.その他・不明		
13.老人福祉・保健施設			13.乳児院				
14.一般病院・老人病院		計	14.救護施設			計	
[20]－B 令和5年度退所者の退所後(契約・措置解除後)の状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること ※退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだい)と同居)	14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.-般病院・老人病院(入院)		
2.アパート等(主に単身)	15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		16.精神科病院(入院)		
3.グループホーム・生活寮等	16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護		
4.社員寮・住み込み等	17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護		
5.職業能力開発校寄宿舎		小計	5.特別支援学校(高等部含む)		19.自立訓練		
6.特別支援学校寄宿舎	18.死亡退所※		6.小中学校(普通学級)		20.就労移行支援		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)			7.小中学校(特別支援学級)		21.就労継続支援A型		
8.児童養護施設			8.その他の学校		22.就労継続支援B型		
9.知的障害者福祉ホーム			9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等		
10.救護施設			10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.少年院・刑務所等の矯正施設		
11.老人福祉・保健施設			11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明		
12.一般病院・老人病院			12.児童養護施設		小計		
13.精神科病院			13.救護施設		14.老人福祉・保健施設		計
		計					

[21]介護保険サービスへの 移行・併給状況			※1ページ目施設・事業の種類「18.施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1ページ目「18.施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。						
イ. 令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること									
No.	移行・併給 開始 年齢	性別	知的障害の 程度 (別表1より)	障害 支援区分	移行前の生活の場 (別表4より)	移行後の生活の場 (別表5より)	介護認定区分 (別表6より)	移行・併給後に利用を開始した別 表(5)のうち4～7以外の介護 保険サービス (別表7より) 複数選択可	移行・併給開始の 理由 (別表8より)
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[22]就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練（宿泊型）」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。

- イ、令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間を調査すること
 ロ、家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと
 ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業（所）での利用（在所）期間を記入のこと
 ニ、「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること
 ホ、〔20〕-B、(2) 活動の場、2一般就労 の人数と一致すること

No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在所)年月	知的障害の程度 (別表1より)	年金受給の有無 (別表2より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表3より)
例	20歳	男	2年か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1			年か月						
2			年か月						
3			年か月						
4			年か月						
5			年か月						
6			年か月						
7			年か月						
8			年か月						
9			年か月						
10			年か月						

[23]死亡の状況

※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、

両方の事業を行う場合は1ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。

イ、令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間を調査すること

ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること

ハ、〔20〕-B、(1) 生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度（別表1より）	死亡場所（別表9より）	死因（右より選択）	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし	
別表2	1. 有：1級	2. 有：2級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無		
別表3	1. 家庭	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等	4. 社員寮等		
	5. 自立訓練（宿泊型）		6. 福祉ホーム	7. その他	8. 不明	
別表4	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等			
	4. 社員寮・住み込み等	5. 知的障害者福祉ホーム	6. 施設入所支援			
	7. 自立訓練（宿泊型）	8. その他・不明				
別表5	1. 家庭	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）			
	4. グループホーム（認知症対応）	5. 特別養護老人ホーム	6. 介護老人保健施設			
	7. 介護療養型医療施設	8. その他				
別表6	1. 要支援1	2. 要支援2	3. 要介護1			
	4. 要介護2	5. 要介護3	6. 要介護4	7. 要介護5		
別表7	1. デイサービス・デイケア	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）	3. 短期入所（ショートステイ）			
	4. 訪問看護	5. その他	6. 利用なし			
別表8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。					
	2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた					
	3. 本人の希望により	4. 家族の希望により	5. その他			
別表9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他		

ご協力いただき誠にありがとうございます